

京丹波町 地域福祉計画

改訂版



きずなの輪を広げ
地域で培う 京丹波の地元福祉力

令和4年3月
京丹波町

はじめに

本町では、平成29年3月に、10年間を計画期間とする京丹波町地域福祉計画を策定し、地域住民、行政、福祉に関係する様々な団体が協力し、支え合い、助け合うことができる地域社会を目指し、地域福祉に関する取組を進めてきました。

我が国は、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる2025年（令和7年）を目前に控え、福祉サービスや介護サービスを担う人材の不足が喫緊の課題となっています。

また、家族同士の関係や隣近所との関係が希薄となり、個人のライフスタイルや価値観が大きく変化し、支え合いと助け合いの力も弱まっています。

さらに、福祉に関する課題は、複雑化と多様化が進み、制度ごとに区切られたサービスや施策だけでは解決が困難な場合も増加しております。

こうした状況の変化等に対応するため、折り返しの5年のスタートに合わせ、京丹波町地域福祉計画の見直しを行いました。

今回見直しを行いました「京丹波町地域福祉計画」では、引き続き、「きずなの輪を広げ 地域で培う 京丹波の地元福祉力」を基本理念としました。令和元年の年末から続く新型コロナウイルス感染症の拡大は、今も私たちの生活に大きな影響を与えております。特に、人が集まる機会が急激に減少し、基本理念に掲げる“きずな”の維持も困難な状況が続いております。

人と人とが出会い、会話を交わすことは、社会生活の基本であり、福祉に関係する様々な活動や取組においても同様に基本であると考えます。また、地域福祉の推進の基礎となる信頼に満ちた人と人との固いきずなを再び確かなものとしなければならないと考えております。

そして、誰もが暮らしやすい、安心して暮らせる地域社会の実現に向け、関係の皆様の参画をいただきながら、計画に掲げる施策や取組を推進してまいりたいと考えております。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提案をいただきました京丹波町地域福祉計画推進委員会の委員の皆様を始め、アンケート調査等に御協力いただきました住民の皆様、事業所や団体等、御尽力いただきました全ての皆様に、厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月



京丹波町長 畠 中 源 一

目次

総 論.....	1
第1章 計画策定の趣旨	2
1 策定の趣旨	2
2 地域福祉とは	3
3 地域福祉計画とは	5
4 計画の期間	7
第2章 地域の現状と課題	8
1 課題・特性把握の視点及び手法.....	8
2 地域の課題とそれに対する方向性.....	9
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念（ビジョン）	16
2 理念実現のための基本目標.....	17
3 施策の体系	18
各論.....	19
第1章 ビジョン実現に向けた施策の展開	20
第2章 計画の推進体制	36
1 計画の評価・検証	36
2 地域福祉活動計画との連携.....	37
3 S D G s の達成に貢献する計画の推進.....	37
資料編.....	39

総 論

第Ⅰ章 計画策定の趣旨

Ⅰ 策定の趣旨

我が国では、令和2年時点で、約2人の現役世代（15～64歳）で1人の高齢者（65歳以上）を支える人口構造になっており、今後更に人口減少と少子高齢化が進行することが予想されます。また、福祉人材・介護人材といった従事者不足や次世代の担い手不足といった課題も見受けられ、支え手の不足は重大で喫緊の課題となっています。

さらに、核家族の増加や近隣住民との関わりの希薄化といった、個人のライフスタイルや価値観の変化によって、伝統的な家庭や地域の“支え合い”の力が低下しており、身近な生活課題に対する家族や近隣同士での助け合いが少なくなっている状況です。

生活困窮、ひきこもり、孤立死、虐待、自殺、家庭内暴力など、課題が複雑化・多様化する中、こうした支え手の不足や支え合いの力の低下に対応し、誰もが支え手となり、助け合える地域づくりを進めていくことが重要となります。

そのためには、地域の中で様々な福祉サービスが効果的に展開されることに加え、地域の住民を始めとして、住民自治組織、社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人等多様な主体と行政とが連携し、知恵と力を出し合い、地域における生活課題を解決する仕組みづくりや取組を進めていく必要があります。



京丹波町では、住民が地域で生き生きと暮らし続けるための取組の方向性を示す計画として、平成29年3月に「京丹波町地域福祉計画」を策定し、地域福祉に関する取組を進めてきました。

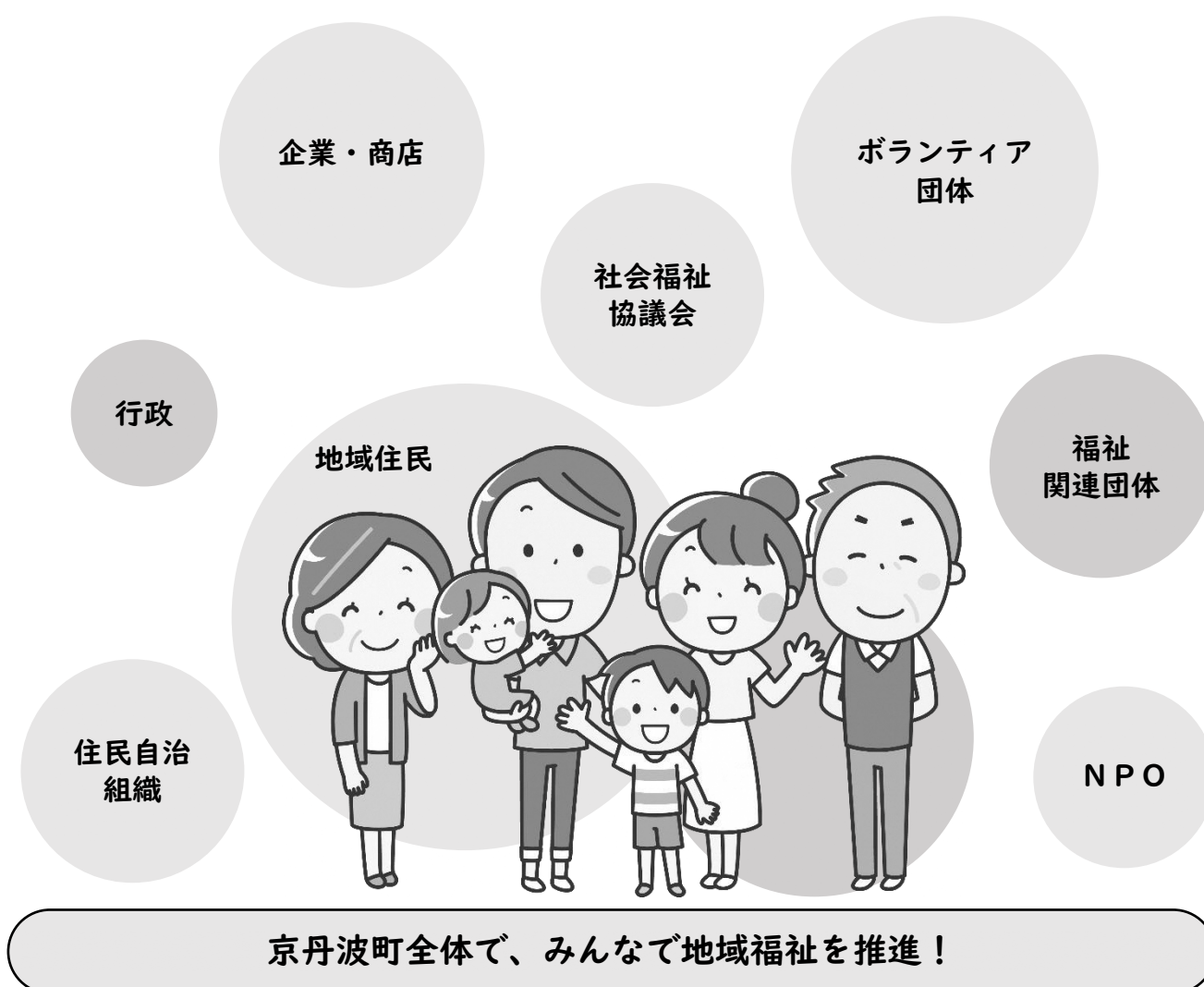
そして、今後も引き続き取組を進めていくため、令和3年度において中間年での見直しを実施しました。

2 地域福祉とは

(1) 地域福祉の考え方

地域福祉とは、京丹波町で暮らす、全ての人が生き生きと心豊かに安心して生活することができるように、地域住民を主体として、住民自治組織や行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人等の福祉関連団体に加え、企業や商店、教育機関といった地域社会を構成する多様な主体が協力し合い、共に支え合い、助け合うことのできる地域社会を築いていこうとする取組や仕組みづくりのことです。

また、地域福祉は、住民自治と同様、地域住民が主体的に参画し、自らの意思に基づき推進する必要がある、地域福祉の実践を通じて、こうした自治の力や地元力を高めていく切れ目のない取組と考えられます。

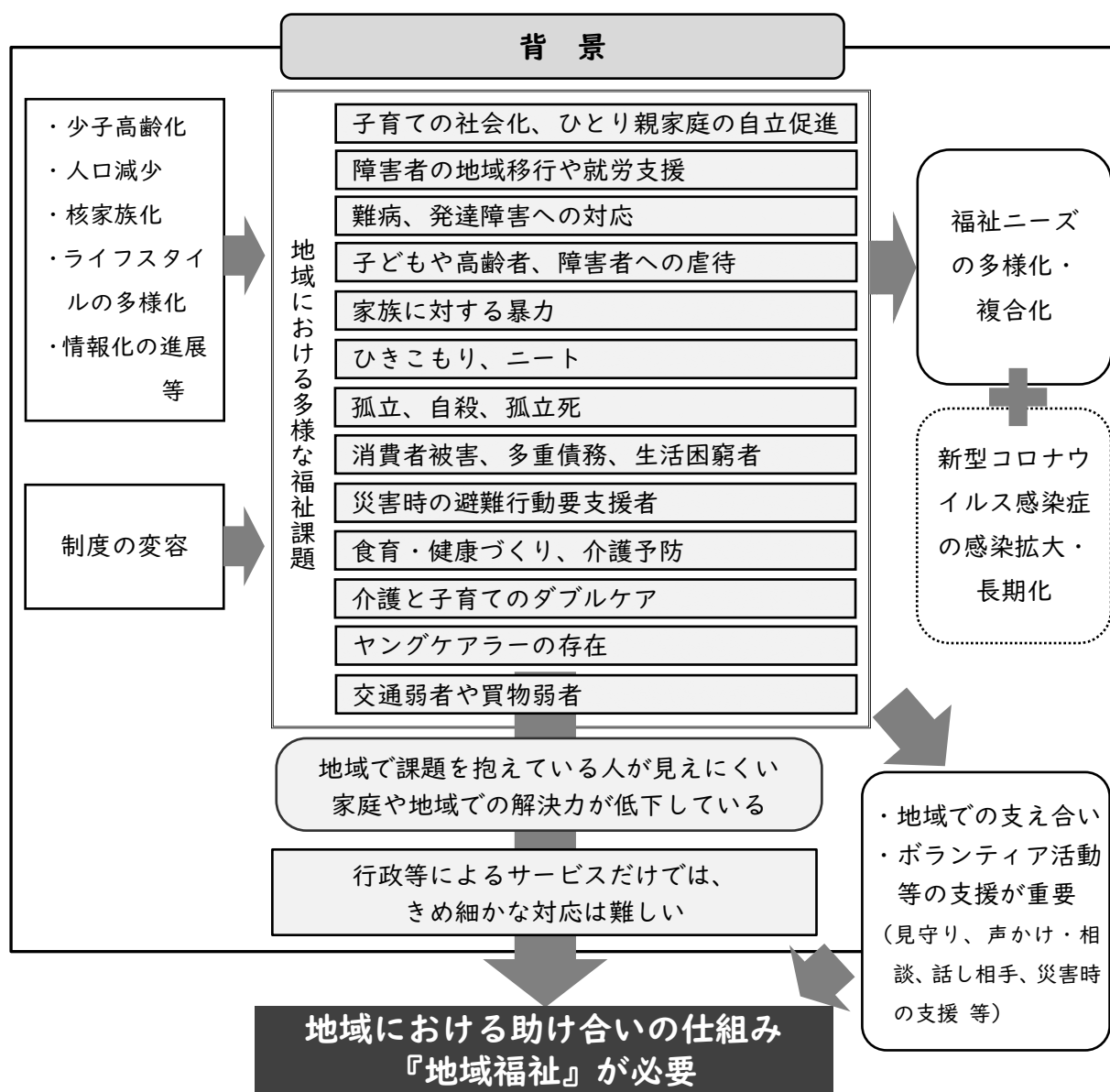


(2) 地域福祉が必要とされる背景

社会情勢の変化や家族、個人の生活様式が変化し、多様化する中、福祉課題も複合的となり複雑化しています。課題を抱えている人に周囲の人が気付きにくくなっていることや制度ごとに区切られた施策やサービスの提供だけでは対応できない課題、家族や地域で解決することが難しい課題も増加しています。こうした背景を受けて、地域での支え合いやボランティア活動等といった地域における助け合いの仕組みである地域福祉の推進が求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、地域における支え合いの基礎となる住民同士のつながりの大切さが一層重視されることとなりました。

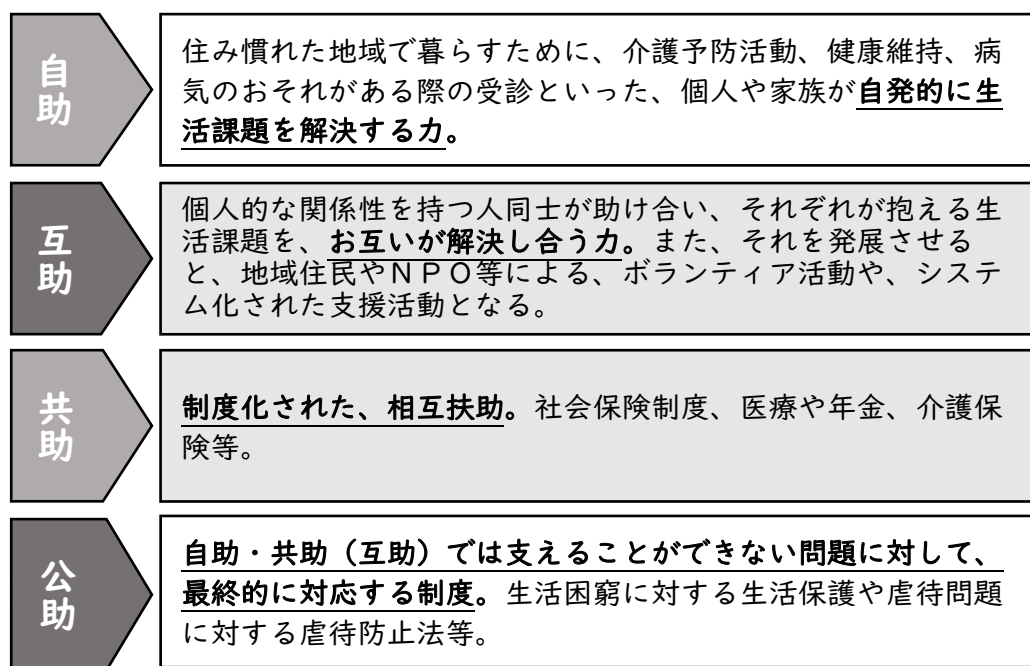
また、特定の人の生活の支援だけではなく、全ての人が幸せに暮らせる社会を目指すことが、福祉の増進につながるという視点も多くの人に共有されるようになっていきます。



3 地域福祉計画とは

(1) 計画の役割

地域福祉計画は、「自助」「共助（互助）」「公助」を基本として、地域における多様な主体が、それぞれの役割を果たすとともに、お互いに力を合わせることで活動、取組、施策等が更に有効に機能するよう、地域における福祉の仕組みづくりを行うための計画です。



(2) 計画の法的位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」として策定します。

また、本計画の基本目標3の基本施策2（2）権利擁護の推進のうち「成年後見制度の利用促進」の項目を成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」として策定します。

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村の講ずる措置)

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

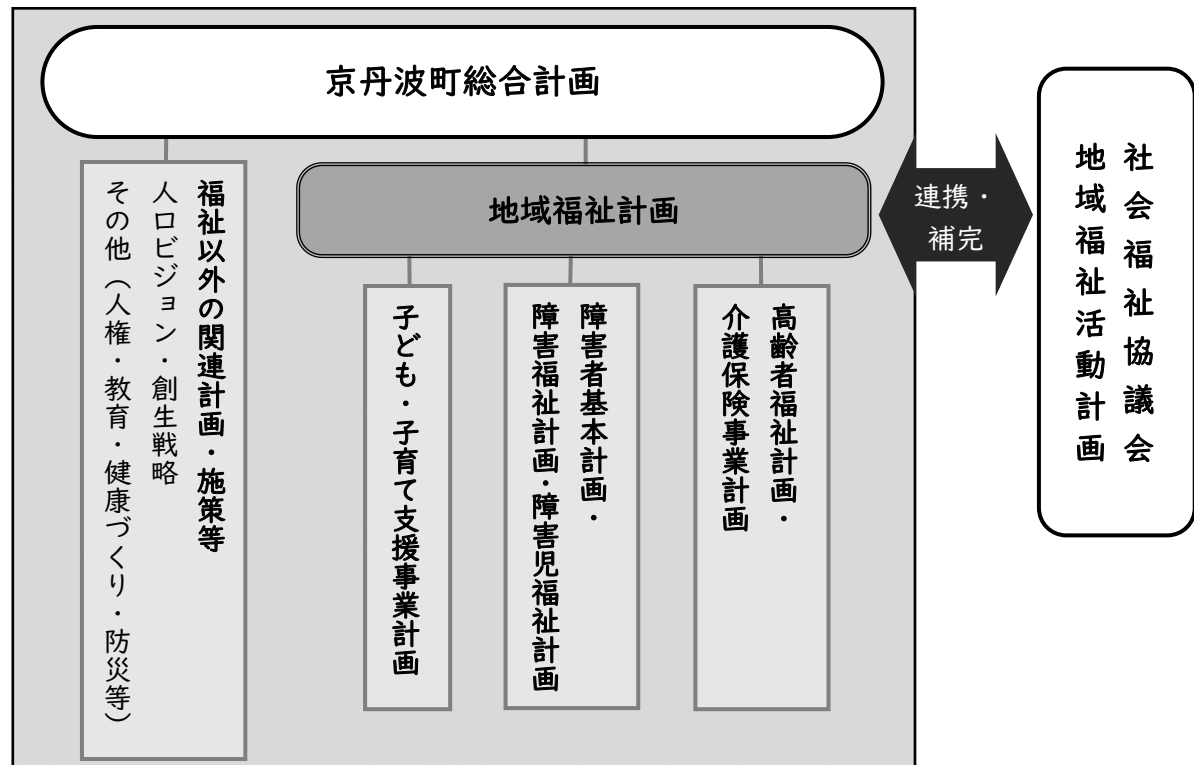
- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(3) 京丹波町における計画の位置づけ

地域福祉計画は、まちづくりの指針となる総合計画を上位計画として策定するとともに、子ども・子育て支援事業計画、障害者基本計画、高齢者福祉計画等、福祉分野の個別計画の上位計画として策定されます。

また、京丹波町における地域福祉計画は、個別の法定計画等で示す制度別の福祉施策を記載するのではなく、各福祉施策を横断的な視点から補完することにより、福祉施策や福祉サービス、地域住民等による福祉活動を相互につなぐ役割を果たす計画として位置づけられます。

あわせて、本計画は、京丹波町社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画とも連携を図りながら、地域福祉推進に向けた取組を進めます。



4 計画の期間

この計画の期間は平成29年度から令和8年度までの10年間です。必要に応じて計画期間中の見直しを行います。

	計画期間（年度）									
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
京丹波町 地域福祉計画										

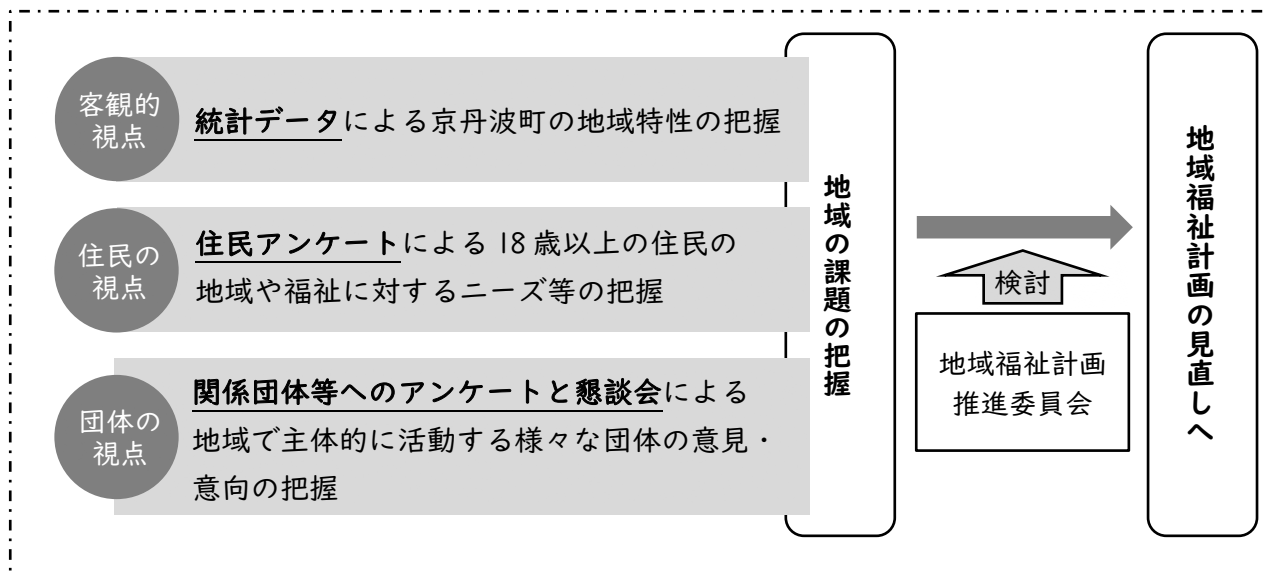
中間年で見直しを実施

第2章 地域の現状と課題

自助・共助（互助）・公助を基本とした地域における福祉の仕組みづくりを行う地域福祉計画の見直しに当たって、地域住民等の意見・意向を十分に把握し、その主要な課題や特性を明らかにするため、各種調査等を実施しました。

I 課題・特性把握の視点及び手法

主要な課題・特性を把握するための視点と主な具体的手法は以下のとおりです。



※各調査等の実施概要等は資料編に記載

2 地域の課題とそれに対する方向性

客観的な視点、住民の視点、団体の視点から見いだされた地域の現状と課題、また、その課題に対する今後の方向性は、以下のとおりです。

視点Ⅰ 福祉に対する関心の向上

<現状・課題>



住民アンケート

- 福祉への関心度は、とても関心がある方が22.9%、やや関心がある方が46.1%。5年前と比べ、とても関心がある方が15.7ポイント減少。
- 自治会や子ども会・老人会に現在参加している方は36.4%。5年前と比べ12.6ポイント減少。
- ボランティア活動に現在参加している方は16.6%。5年前と比べ7.2ポイント減少。
- 近所の方に支援してほしいことが特にない方が39.7%。5年前の7.6%と比べ大きく増加している。
- 福祉に関わる地域活動やボランティア活動で参加したい取組を尋ねたところ、「参加したくない」という回答が最も多い。
- 関心がある福祉の分野では、「高齢者に関する福祉」が最も多い。



団体懇談会

- 自分が大変になったときに助けてもらうために、今、力を尽くすという意識や協調性を持つことが重要。
- 地域住民の意識が都会化して、人との関わりが減っている。



推進委員会

- 5年前と比べて、ご近所の人からしてほしい支援は特にないという方が、大きく増加しており助け合いの心が薄くなっている印象を受ける。助け合いの構築をしていく中、このような状況は厳しい。

<今後重要と考える方向性>

◇福祉に関する関心の低下に関する原因を探り、地域における福祉への関心の向上に向けた取組を進める。

◇住んでいる町を好きになり、人と積極的に関わり、支え合いの意識を醸成することが必要である。

視点2 地域福祉の担い手の育成

<現状・課題>



統計データ

- 人口減少と少子高齢化の進行がみられる。特に和知地区の少子高齢化が他地区に比べて進行している。



住民アンケート

- ご近所と親しい付き合いがある方が 45.1%、立ち話程度が 34.4%。付き合いが薄い方は、関わる機会や時間がないことが理由として多い。
- ボランティア活動に参加したくない理由としては「時間的に余裕がないから」が 64 歳以下で最も多い。
- 自治会や子ども会・老人会の活動していない理由としては「仕事の都合でできない」が最も多く、29 歳以下では「時間がない」が最も多い。
- 地域における支え合い活動を活発にするためには、住民の意識向上が重要と考える方が最も多い。



団体アンケート

- 会員の減少や後継者・担い手不足といった課題を抱えている。また、会員やリーダーの高齢化も課題。
- 地域の支え合い活動を行うためのリーダーの育成が必要。
- ボランティア、サロン等、若い方の参加が少ない。
- 仕事量が多くて人手が足りず、仕事を受けきれない。
- 時間と精神的余裕がなければボランティア活動は難しい。



団体懇談会

- 会員の減少・高齢化や担い手不足は、どの団体でも共通に抱えている課題。
- 会員になると負担が大きい、役を任されて大変、というイメージが先行してしまっている。
- 仕事を持つ会員への配慮や負担軽減を行っていることが外部に伝わっていない。
- 人口減少の中で、今後どのような福祉サービスが必要か、何を残していくかを検討しなければならない。

<今後重要と考える方向性>

- ◇時間がない人でも参加できるボランティア活動や地域活動の検討が必要。
- ◇移住者や若い世代も地域活動に参加しやすい仕組みの検討を行うなど、活動への参加促進を図ることが必要。
- ◇後継者の育成、専門職の人材育成を進めることが必要。
- ◇今、地域活動に関わっていない方にも、地域に関心を持つ方はたくさんいる。そういった方を積極的に地域活動に巻き込んでいくことが重要。

視点3 支え合う地域づくり

<現状・課題>



住民アンケート

- 京丹波町に住み続けたい理由としては、近所付き合いや地域のつながりがあることが39.1%と、家があるからに次いで2番目に多い。
- 近所の方との助け合いとしては、声かけや災害時等の対応の助け合いが多く行われており、ご近所の人に支援してほしいことは、災害時の手助けと安否確認の声かけが多い。
- 今後参加したい地域活動やボランティア活動は、環境美化活動や地域づくりに関する活動が多い。



団体アンケート

- 困っている、助けてと言える、言いやすい地域づくりが必要。
- 町の施策やサービスは限界が来ていると感じる。共助を広げていく必要がある。
- 車の送迎等、今後は有償ボランティアも視野に入れた検討を進めていくことが必要。
- 災害のとき一斉にボランティアを募集するようなシステムを構築できれば良い。（京丹波あんしんアプリの活用も含めて）



団体懇談会

- 見守りが重要。特にひとり暮らしの高齢者には定期的な声かけが大事。
- 高齢化社会を乗り越えていくためには、「つながり」を強くしていくことが大切。



推進委員会

- 社会福祉協議会では有償ボランティアを進めており、助け合い活動（衣替えや高所の掃除等）という形で、住民の方に有償で担っていただいている。

<今後重要と考える方向性>

- ◇近所付き合いやボランティア・地域活動の継続を支援し、また、参加しやすい活動や参加したくなる活動（住民の参加意向の強い「災害時の手助けや安否確認」、興味関心の高い「交流支援や環境美化活動」に関するもの等）の実施を検討することが必要。
- ◇有償ボランティア、一斉ボランティア招集、京丹波あんしんアプリを活用したシステム等、新しい方策の検討・実施が必要。
- ◇少人数の小さなグループでの相互の見守り体制づくりを検討する。

視点4 活動と参加の場の創出

<現状・課題>



住民アンケート

- コロナの流行によって地域活動への参加頻度が減少した方が71.5%。
- コロナの流行で、感染することに不安を感じている方が82.7%、人と交流する機会の減少に困っている方が54.7%。
- ボランティア活動に参加して良かったことは、多くの人と知り合いになれたことが最も多い。



団体アンケート

- コロナの影響で活動ができない。集まることに不安を感じる。継続した活動ができないことによる体力・技術力の低下もみられる。
- 全会員が顔を合わすタイミングがない。交流をもっと図っていききたい。
- コロナの流行により、外出が「億くう」になっている方もいる。人との関わりや活動の場への参加を今後どうしていくかが重要。
- 交流の機会が少なくなったことによって、充実感や幸福感が低下していると感じる。
- 会員同士の交流の場としても活動を続けたい。
- 年齢を問わずに集まる場所、話や交流ができる場所が必要。



団体懇談会

- コロナの影響で「集まり」が軒並み中止となり、「皆で集まること」「人と話すこと」の重要性が再認識された。「集まって話すこと」こそが福祉の根幹である。
- 地域での集まりや活動がないと、人々の笑顔が少なくなる。交流する機会がなくなることで「うつ傾向」になる方もいる。
- オンラインの活用・少人数での集まり・感染対策の実施等、工夫をしながら地域活動等の再開に向けて取り組んでいくことも重要。
- コロナ後は、参加者の意思を優先して行事・イベント等の実施を進めることが大事。



推進委員会

- 現在の状況を踏まえ、コロナ対応を考えていくことも必要。安心して互いに支え合えるための方策を具体的に考えていくことが重要であると思う。

<今後重要と考える方向性>

- ◇年齢を問わずに集える「場」づくりが必要。また、既存の活動を交流の場としても活用していくことが必要。
- ◇ラジオ体操の放送のような、コロナ禍においても高齢者から若者まで、誰もが参加でき楽しめる活動の検討が必要。
- ◇町内における連携はもちろん、他自治体との連携も進めていくことが必要。また、分野・団体を超えた連携を実施していくことが必要。
- ◇地域活動に参加することは、生きがいづくりにもつながる。各個人の長所を生かして、皆で役割を持って地域で活躍していくことが重要。

視点5 分かりやすい情報の発信

<現状・課題>



住民アンケート

- 情報の入手は広報紙からという回答が54.7%と最も多い。
- 福祉に関するどのような情報を知りたいかとの問いに対しては、「高齢者や障害のある人についての福祉サービスの情報」という回答が45.2%と最も多い。
- 30歳～49歳の知りたい福祉に関する情報は、「子育てについての福祉サービスの情報」が39.7%と最も多い。
- 今後大切と考える福祉のあり方について、「福祉に関する情報提供の充実」と回答した方の割合は、15.1%で、5年前とほとんど変わらない（+0.4ポイント）。
- 福祉への理解向上のためには、福祉への学びと交流、話合いの機会の創出が必要と考える方が多い。



団体アンケート

- 団体の取組をもっと知ってもらうための活動をしていきたい。
- ケーブルテレビの民営化で、行政や福祉のお知らせが伝わりにくくならないか心配している。
- コミュニティを大切にし、町からの情報を共有できるよう「つながり」を深めたい。
- 申請や請求の仕方が分からずサービスや給付が受けられないことがないように、訪問や声かけを行ってはどうか。
- 行政からの文書が分かりにくい。わかりやすい内容にするとともに、分からないことを地域で聞ける場と機会づくり、訪問支援などを考えては。一方、近所同士で気軽に尋ねられる関係づくりが一番大事。



団体懇談会

- タブレット配付やアプリでの発信の方法を皆が使えるように教え合ったりして、情報の共有・発信ができるよう整備して欲しい。
- 個人情報の保護も重要であるが、災害時の支援等、支援を行うときに必要な情報もあるので、出せる部分と出せない部分を精査しつつ活用してはどうか。
- 自分たちの実施している事業内容やどのような人が対象者かといった情報を、事業を必要としている方に確実に届けることの難しさを感じている。

<今後重要と考える方向性>

- ◇行政からの分かりやすい福祉サービスに関する情報発信が必要。
- ◇団体の取組や活動に関する情報提供を行い、福祉への理解を深め、助け合いの意識の醸成に資するための情報発信が必要。
- ◇音声告知放送がなくなり、スマートフォンやタブレット等での情報入手が主流となった。情報発信の方法が新しくなっていくこと自体はとても良いこと。しかし、その変化に残される方がないように町全体でフォローすることが必要。

視点6 相談支援の充実

<現状・課題>



住民アンケート

- 日々の困りごとは家族や親せき、友人、知人に相談するとの回答が多い。次いで多いのは役場等の相談窓口。
- 近所の方に支援してほしいことの中で、「心配ごとなどの相談相手」と回答した方の割合は、9.9%で、5年前と比べ15.2ポイント減少。
- 今後の福祉では身近な相談窓口の充実が重要であるとする方が26.0%と在宅福祉サービスの充実に次いで2番目に多い。また、専門性の高い相談支援の充実は、9.7%で、5年前とほとんど変わらない（+1.1ポイント）。



団体懇談会

- ケーブルテレビの域内電話（IP電話）の廃止で、電話料金がかかることを気にして、住民同士の気軽な相談が少なくなっている。



推進委員会

- 問題を解決へ導くため、近隣の方に相談した際にも民生児童委員や行政につなげられるような仕組みの構築をしていかなければならない。

<今後重要と考える方向性>

◇困りごとを抱えている方が相談しやすいよう、身近に相談できる窓口の充実が必要。また、家族や知人に相談した際にも民生児童委員や行政機関につなげられるような仕組みの構築が必要。

視点7 多様化・複雑化する課題への対応

<現状・課題>



統計データ

- 障害者手帳所持率がわずかではあるが増加傾向。身体障害者手帳所持率が増加率としては大きい。



住民アンケート

- 今後、在宅福祉サービスの充実が重要だと考える方が34.5%と最も多い。
- 京丹波町に住み続けたくない理由は、交通の便が悪いことが61.4%、買物が不便なことが53.5%と多い、
- 日々の生活の中で困っていることは、買物・通院が不便なことが29.3%と最も多い。
- 災害対策としては、ご近所との付き合いが重要と考える方が42.0%と2番目に多い。また、避難時の要配慮者への支援体制の構築への要望が高まっている。
- 成年後見制度について、「名前も制度の内容も知っている」と回答した方の割合は、20.2%。
- 成年後見制度の充実・利用促進のためには、「制度の周知や広報活動の充実」が必要と回答した方の割合は、55.3%。



団体アンケート

- 高齢者になるほど、孤立者が増えていく。孤立者が出ないようにひとり暮らし高齢者への戸別訪問を増やしていきたい。
- 交通・移動手段に課題がある。買物支援や車が運転できない方への外出支援が必要。
- 中高年男性のひきこもりが気になる。
- 空き家、耕作放棄地が課題。



団体懇談会

- 移動の支援が課題。今後、通院目的だけでなく、趣味や買物といった目的にも利用できれば。
- 社会資源の少なさが課題。就労先・活動先等、様々な部分で選択肢が少なくマッチングがうまくいかないときがある。
- 支援を受けたり、福祉サービスを利用することは恥ずかしいことではないという意識改革が大切。



推進委員会

- 災害について心配をしている。自主防災組織の立ち上げ等の相談もあり、地域ごとの自助・共助の体制作りを考えることが重要。

<今後重要と考える方向性>

- ◇新たな課題（コロナ・権利擁護・空き家・耕作放棄地の解消）への対応が必要。
- ◇深刻化する課題（移動・買物の支援・災害時避難行動要支援者への支援）への組織横断的な対応が必要。

第3章 計画の基本的な考え方

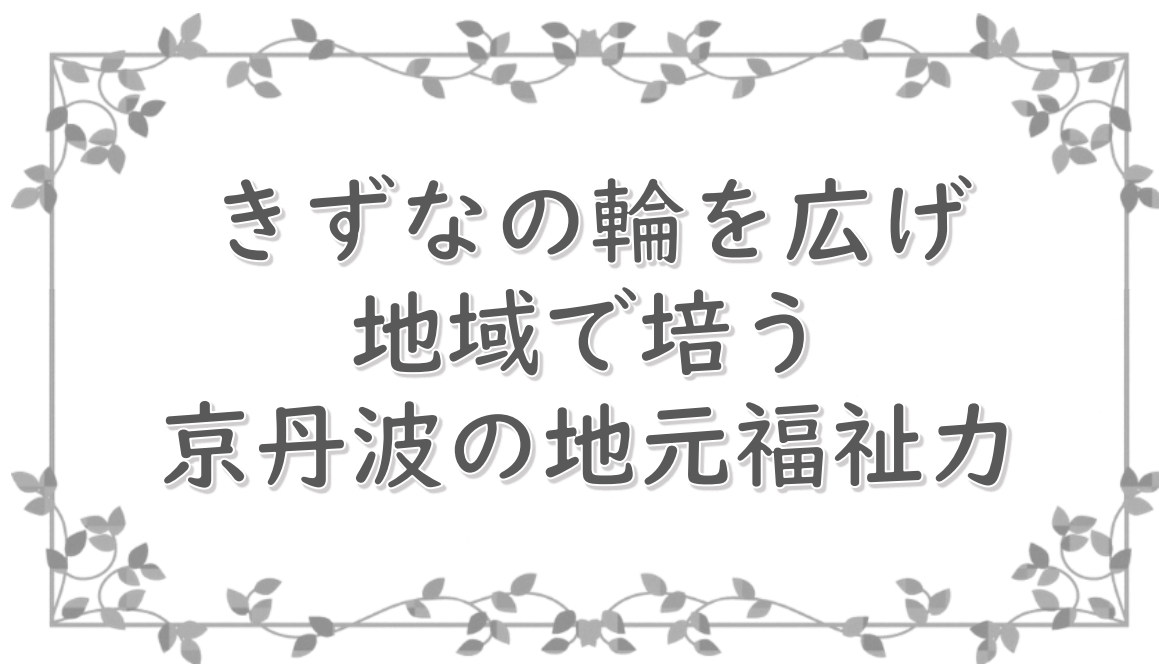
Ⅰ 基本理念（ビジョン）

京丹波町のまちづくりにおける最上位計画である「第2次京丹波町総合計画」においては、『日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波』が将来ビジョン～めざすべきまちの姿～として掲げられています。このビジョンには、「森林」「食」「子育て力」「地元力」といった財産や強みを最大限に生かし、資源・暮らし・経済・人材の循環や、相互の関係・影響によってより大きな効果を生み出し、地域の安心と暮らしの豊かさへとつないでいく、という思いが込められています。

これを受けて、「京丹波町地域福祉計画」では、「きずなの輪を広げ 地域で培う 京丹波の地元福祉力」を基本理念（ビジョン）として掲げ、地域福祉を推進してきました。

住まい、仕事、学びなど生活の様々な場面で人と人とがつながるきずな。そのきずなが重なり、また、広がることで、住民相互の信頼に満ちた町を築きます。これまで大切に守られてきた町の良さと強いきずなに裏付けられた住民の主体的な取組が更に前進し、安心して暮らせる京丹波町の実現に向けた地域福祉増進への願いを込めた基本理念（ビジョン）です。

今後もこの基本理念（ビジョン）を継続して掲げ、京丹波町における地元福祉力を高めていきます。



2 理念実現のための基本目標

本計画の基本理念（ビジョン）である『きずなの輪を広げ 地域で培う 京丹波の地元福祉力』の実現に向けて次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標1 “人”と“人のつながり”を育てる

地域活動やボランティア活動、福祉施策など地域福祉を推進する上で、住民相互の信頼関係の構築は、何よりも大切です。

少子高齢化の進展、不安定な経済状況の長期化、高齢者の就労環境の変化などを受けて、従来の支え手、受け手といった立場を超えて、全ての住民が支え合う人として暮らすことが求められています。

また、私たちは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、行動の制限を受けた結果、人と人とのつながりを保つことの困難さと大切さを痛感しました。他者への無関心、積極的な関わりを避ける雰囲気の高まりが懸念されるなど厳しい状況にありますが、互いに存在を認め合い、住民相互の信頼に満ちた京丹波町を目指します。

基本目標2 “きずなの輪”を広げる

京丹波町で暮らす人が、多くのつながりを感じながら、豊かな人間関係の中で生活するためには、信頼に満ちた人と人とのきずなを大きく広げる必要があります。信頼に満ちたきずなの広がり、町の魅力を高め、魅力ある町には、更に多くの人の参画と交流が促されます。多様性を認め合い、誰かとどこかでつながっていることが実感できる、幸福を感じながら暮らせる京丹波町を目指します。

基本目標3 “福祉の基盤”をつくる

信頼に満ちた強固なきずなのもと、住民や団体の主体的な活動と公的機関の事業活動、行政の施策が相乗的に機能する必要があります。地域で展開されている活動、施策に関する正確な情報を得て、心配事を相談し、解決のために支援を受けられるとともに、家族や地域住民との関係の中で解決できない困難な課題があっても、つながりがある人の協力を受けながら、解決を目指すことができる京丹波町を目指します。

3 施策の体系

基本理念、基本目標の実現に向けた施策の体系は次のとおりです。

基本理念	基本目標	基本施策	主要施策
きずなの輪を広げ 地域で培う 京丹波の地元福祉力	基本目標 1 “人”と “人のつながり”を 育てる	1 支え合う人を育てる	(1) 支え合いの意識の醸成 (2) 地域活動と地域福祉を担う人材の育成
		2 人と人とのつながりを育てる	(1) つながりの構築と支援 (2) 見守り体制の充実
	基本目標 2 “きずなの輪”を広げる	1 地域間、団体間連携の推進と組織の強化	(1) 地域間、団体間の連携の推進 (2) 法人、団体等の育成と支援
		2 愛着を持って暮らせるまちづくり	(1) 集いやすい場の提供 (2) 郷土愛を育む取組の推進 (3) 多様性を認め合うまちづくり
		1 分かりやすく親しみを感じる情報の発信	(1) 必要な情報を必要とする人に届ける (2) 広報と広聴の充実
	基本目標 3 “福祉の基盤”をつくる	2 相談体制の強化と福祉施策の展開	(1) 包括的な相談体制の確立と福祉施策の展開 (2) 権利擁護の推進 (3) 生活困窮者への支援
		3 解決が困難な地域課題への対応	(1) 地域における防災力の向上 (2) 移動と買物に関する支援

各論

第1章 ビジョン実現に向けた施策の展開

基本目標1 “人”と“人のつながり”を育てる

関連する地域の課題

視点1 福祉に関する関心の向上

視点2 地域福祉の担い手の育成

視点3 支え合う地域づくり

みんなで頑張っていこう！

コロナ禍・コロナ後の地域福祉

基本目標1 “人”と“人のつながり”を育てる 編

「つながり」をなくさないようにしよう！

コロナが流行して以降、人との交流や集まって話すことがしづらくなりました。今まで築き上げてきた大切な「つながり」がなくなってしまうようにすることが重要です。

◆定期的な見守り・声かけを！

⇒コロナ禍においても、感染対策の実施・電話訪問への移行等の工夫をしながら、多くの団体の皆様による定期的な見守りや声かけが行われています。

日頃からの見守り・声かけをコロナ禍においても止めないように、御近所さんや仲の良い方に電話やメールをしてみるなど心がけてみてください。

◆外出が億くうになっても、えいや！の気持ちで！

⇒コロナ禍で長く外出を自粛していた後、もう一度外出するときは少し億くうになってしまいかもしれません。しかし、閉じこもりが長く続いてしまうと、筋力が衰えたり、気分がふさぎ込んだりすることもあります。ふだん以上に体を動かすことを心がけてください。

また、家に閉じこもらず散歩に出かけ、距離を取りつつ御近所さんと交流したりしてみてください。



また元気にみんなで集まれる日が来るまで、
仲良し京丹波町の「つながり」が切れることのないように！



基本施策Ⅰ 支え合う人を育てる

地域における支え合いを実現するためには、地域に暮らす一人一人の意識を高め、支え合いのすそ野を広げていくことが重要です。

地域活動や地域福祉を担う多くの組織や団体が、活動に参加する人の減少という悩みを抱えています。後継者や担い手不足という課題に対しても一人一人の主体的な行動とみんなで活動を支える心が必要とされています。

また、京丹波町の次代を担う子どもたちが、地域住民との関わりの中で、豊かな人間性を育むことができる環境づくりに取り組み、地域における支え合いの基礎となる「お互い様」の気持ちや「おすそわけ」文化という京丹波町の持つ地域の力を大切に守り伝えていく必要があります。

目標指標	基準値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
「福祉に関心がある」18 歳以上の住民の割合（アンケート結果）	83.5%	69.0%	85.5%
「福祉を必要とする人は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」と考える 18 歳以上の住民の割合（アンケート結果）	60.9%	57.4%	70.0%

（Ⅰ）支え合いの意識の醸成	
①住民の支え合い意識の向上	身近な人の日常的な困りごとを地域の中で解決できる支え合いの地域づくりを進めます。
②子どもたちの豊かな人間性を育む	地域活動や福祉体験活動など子どもたちの豊かな人間性を育む機会の提供を進めます。
③寄附文化の醸成	共同募金や住民のニーズを踏まえ用途を明確にした寄附の募集などを積極的に推進し、寄附しやすい仕組みづくりを進めます。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	●地域における支え合いについて学ぶ ●支え合い活動や助け合い活動への参加 ●寄附などを行う
共助（互助） (地域・関連団体)	●支え合い活動や助け合い活動への参加者養成 ●児童や生徒との交流、体験学習の受入れ ●地域活動や行事の開催 ●寄附金や募金への協力を呼びかける
公助 (行政)	●地域における支え合いに関する情報の提供 ●支え合い活動の担い手の育成支援 ●子どもたちへの福祉に関する教育 ●寄附文化醸成のための仕組みづくりと啓発 ●寄附金を募る

(2) 地域活動と地域福祉を担う人材の育成	
①リーダーの発掘と育成	住民の主体的な活動を通じて、誰もが活躍できる地域づくりを目指す強い意欲を持った地域のリーダーの発掘と育成に努めます。
②移住者受入れ態勢の充実	京の田舎ぐらしナビゲーターを中心に住民自治組織や区長会等と連携し、移住者の受入れと定住に向けた支援を進めます。
③ボランティアの育成	ボランティア活動への参加意欲を持った住民が、抵抗なく活動に移行できるよう活動内容の情報発信と基礎的な知識や技能を習得できる機会づくりを進めます。
④専門的な知識や資格を持つ人材の育成	町内の社会福祉法人等に就業することを希望する人や現に就業している人の資格取得等を支援し、地域福祉にも尽力できる人材育成に努めます。
⑤町職員の資質向上	自ら地域の課題を発見し、解決できる意欲と能力を持つ職員を育成するため、研修等による資質の向上を図ります。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	●移住者や定住者への日常的な挨拶、声かけ ●福祉関連イベントや関心のあるボランティア活動への参加 ●福祉に関する専門的な資格取得や知識の習得
共助(互助) (地域・関連団体)	●地域におけるリーダーの育成 ●リーダーやリーダー候補者をサポートする組織運営への協力 ●移住者や定住者が溶け込みやすい地域づくりの検討 ●福祉関連イベントの開催 ●ボランティアの育成 ●福祉に関する専門的な資格取得に向けた研修機会の提供
公助 (行政)	●リーダー育成の取組支援 ●移住者の受入れ態勢の充実や定住を促進するための仕組みづくり ●福祉関連イベントの開催支援 ●ボランティア講座等の開催支援 ●福祉に関する専門的な資格取得のための経済的な支援や情報の提供 ●研修等による町職員の資質向上

基本施策２ 人と人とのつながりを育てる

地域活動や地域福祉は人と人とのつながりによって支えられています。また、人と人とのつながりは、組織や団体の主体的な活動によって維持され、活動の継続によってつながりもより強固なものとなります。しかしながら、少子化と高齢化の進展で、活動が停滞し、組織や団体の将来に不安を感じておられる方も増加しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、人と人との対面での交流が制限され、つながりそのものの維持も危機にひんしています。

今後は、インターネット等の技術を利用した新たなつながり方を積極的に取り入れながら、人と人とのつながりの創出を進めるとともに現在あるつながりを維持し、発展させるための取組が必要です。

目標指標	基準値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
「ご近所や地域の方からの支援がある」18 歳以上の住民の割合（アンケート結果）	53.8%	54.3%	65.0%
「現在地域活動をしている」18 歳以上の住民の割合（アンケート結果）	49.0%	36.4%	60.0%
「ボランティア活動に参加している」18 歳以上の住民の割合（アンケート結果）	23.8%	16.6%	30.0%

(1) つながりの構築と支援	
①新たなつながる機会の創出	イベントや社会教育、社会体育活動等への参加によって生まれる新たな住民同士のつながりを創出します。
②地域活動組織や福祉関連団体の設立支援	地域福祉の増進に寄与する団体等が、円滑に組織を立ち上げることができるよう有用な講座や資格取得制度などに関する正確な情報提供を行います。
③新たなつながり方の活用	インターネット等を活用した人と人との新たなつながり方を積極的に活用します。
④住民自治活動の支援	自治振興補助金や住民自治組織によるまちづくり交付金を交付し、各地域が取り組む特色ある住民自治の活動を支援します。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	●自分でできる健康増進の取組の実施 ●イベントや社会教育、社会体育活動への参加 ●情報通信機器の操作が不得手な方へのフォロー ●集落単位の地域活動や住民自治組織の活動への参加
共助（互助） (地域・関連団体)	●地域住民が参加しやすい活動や行事の検討 ●地域活動への新たな担い手の参加を促す取組 ●住民自治組織の設立 ●集落単位の地域活動や住民自治組織の活動の継続
公助 (行政)	●新たなつながりを視野に入れた行事や事業の開催 ●福祉関連組織の設立のための必要な情報の提供 ●情報リテラシーの向上支援 ●住民自治活動の支援による住民自治の推進

(2) 見守り体制の充実

①子どもたちの見守りの充実	あいさつ運動や声かけ運動などの見守り活動によって、安心を感じながら子どもたちが安全に暮らせる地域づくりを推進します。
②地域ぐるみの子育て力の向上	家庭の子育て力とともに、地域の子育て力、教育力の向上を図るため、学校、家庭、地域の連携による子育てを推進します。
③高齢者の見守りの充実	地域における住民同士の声かけや見守り活動と町全体で取り組む見守り活動の展開によって人と人とのつながりづくりを推進します。
④悩みを抱える身近な人に寄り添う地域づくり	悩みを抱えたり、心配ごとを抱える身近な人の存在に気づき、声をかけ、必要に応じて専門的な相談機関等につなげることができる地域づくりを推進します。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	●あいさつ運動、声かけ運動など見守り活動への参加、協力 ●老人クラブへの加入と活動への参加 ●見守りのための研修会等への参加 ●ゲートキーパー研修への参加
共助（互助） (地域・関連団体)	●あいさつ運動、声かけ運動、見守り活動の実施 ●見守りのための研修会の開催 ●民生児童委員としての活動 ●ゲートキーパー研修の企画
公助 (行政)	●見守りネットワークの構築と活動支援 ●徘徊SOSネットワークの体制強化 ●消費生活相談窓口の開設 ●ゲートキーパー研修の開催

基本目標2 “きずなの輪”を広げる

関連する地域課題

視点3 支え合う地域づくり

視点4 活動と参加の場の創出

みんなで頑張っていこう！

コロナ禍・コロナ後の地域福祉

基本目標2 “きずなの輪”を広げる 編

今できる地域活動・交流を進めよう！

コロナの感染が収束するまでは、状況をみながら地域活動や交流を行っていくことが重要です。状況に応じて「今できること」からやっていきましょう。

◆対面以外の方法で活動・交流！

①電話やお手紙で活動・交流

⇒電話でお話したり、最近書いていなかったお手紙を書いて御無沙汰な方との交流再開も。

②オンラインで活動・交流

⇒テレビ電話・SNSなど、様々な機器を活用して、オンライン交流。

③お家にいながら、皆で活動・交流

⇒地域みんなで、それぞれの自宅で体操をしたり、脳トレにチャレンジしたり。

◆気を付けながら、対面も少しずつ再開へ！

①集まるときは感染対策をばっちり

⇒体温測定・手指の消毒・マスク着用など、感染対策をしっかりと行って参加しましょう。

②少人数で開催・野外で開催などの工夫を

⇒三密を回避しつつ、集まりを再開。お弁当は持ち帰りにする等もGOOD。

③国や府の方針をしっかりとチェック

⇒緊急事態宣言をはじめとして国や府からの方針は守って、安全に再開へ。



何より自分や家族の健康を第一に！
無理な参加は求めず、本人の意思を尊重しましょう！



基本施策Ⅰ 地域間、団体間連携の推進と組織の強化

合併から15年以上が経過する中で、旧3町（丹波・瑞穂・和知）の地域を超えた一体感が生まれている一方で、時間の経過によっても変わらない、それぞれの地域の良い特徴も認知されつつあります。

こうした地域の特徴は、固有の歴史や文化に基づくものであり、今後も大切に継承していくとともに、京丹波町全体で共有していく視点が重要です。

また、こうした地域の特徴は、団体や福祉に関連する多様な主体についても言えることであり、合併20周年に向けて、地域や団体の垣根を超え、“支え合い”の実現という共通の目的に向けた連携が求められます。

目標指標	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
福祉ボランティア団体数	52 団体	53 団体	64 団体

(1) 地域間、団体間の連携の推進	
①地域間連携の推進	地域の良さや支え合いの取組を相互に学び合い、取り入れることで、それぞれの地域の良さを京丹波町の良さとしていくために、地域と地域が関わり合える機会づくりや情報の共有に努めます。
②団体間連携の推進	活動の趣旨や目的を同じくする団体が、他の団体の取組や活動に関する情報を入手し、自らの団体の活動に生かすことと活動の協力、イベントの共同開催や共同参加の機会を通じた連携を進めます。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	●地域間の交流イベント等への参加 ●町内の他地域の良さの発見 ●他市町村を含めた地域活動に関する情報の入手 ●自らが住む地域の情報発信
共助(互助) (地域・関連団体)	●地域間、団体間の交流イベント等の開催 ●町内の他地域や他団体との取組や活動に関する情報の共有
公助 (行政)	●地域間、団体間の交流の機会づくり ●住民自治組織連絡協議会や区長会の組織運営支援 ●地域、団体の取組や活動に関する広報

(2) 法人、団体等の育成と支援	
①法人や団体への積極支援	まちづくりに貢献する法人や団体が、地域や社会貢献活動等を進められるよう積極的に支援します。
②ボランティア団体の魅力向上支援	ボランティア団体等が、その魅力を高め、参加者が集まる組織づくりの取組を支援します。
③社会福祉協議会のコーディネート活動等支援	京丹波町のボランティア活動の窓口である社会福祉協議会コーディネート活動や高齢者の生活支援と介護予防に取り組む生活支援コーディネーターの活動に対する支援を進めます。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	●法人や団体が行う活動の支援 ●法人や団体が行う地域貢献活動への参加
共助（互助） (地域・関連団体)	●ボランティア団体の魅力向上のための運営改善 ●法人等による地域、社会貢献活動の実施
公助 (行政)	●団体の活動継続のための支援 ●魅力ある団体に関する情報提供 ●地域住民のニーズと団体の活動とのコーディネートやマッチング支援

基本施策2 愛着を持って暮らせるまちづくり

強いきずなで結ばれた他人への思いやりと信頼に満ちたまちづくりは、地域福祉の増進のため必要不可欠です。人と人をつなぐ強いきずなときずなの重なりや広がりを感じながら暮らせることは、日々の生活に豊かさと安心をもたらします。

誰もがこの町に愛着を感じ、他人を思いやりながら、暮らしやすいまちづくりを進めることが、地域福祉の推進にもつながります。

目標指標	基準値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
地域の居場所づくり（ふれあいサロン活動等）	72 会場	66 会場	50 会場
シルバー人材センター会員数	311 人	258 人	300 人
地域の教科書作成件数	0 件	0 件	12 件

(1) 集いやすい場の提供	
①子どもの居場所づくり活動の支援	不登校やひきこもりなどの課題を抱える子どもたちの支援や多様なつながりで集うことができる子どもの居場所づくり活動を支援します。
①サロン活動等の支援	地域における交流の促進、閉じこもり予防や見守り合いの拠点となる居場所づくりとサロン活動等を支援します。
②まちづくりのアイデアが生まれる場づくり	住民や団体、法人等の多様な主体と多様な世代が気軽に集える場を設け、新たなアイデアと交流が生まれる取組を進めます。
③高齢者等の活躍の機会づくり	高齢者の就労促進と生きがい対策のため、豊かな経験と知識を生かして、生き生きと働き集うことができる地域の実現に向けた取組を進めます。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	● 交流や集いの場への参加 ● サロン等への参加 ● サロン等の運営参画
共助（互助） (地域・関連団体)	● サロン等の運営 ● 交流や集いの場の運営 ● シルバー人材センターの運営
公助 (行政)	● 居場所づくりやサロン活動等運営支援 ● まちづくりのアイデアについて意見交換ができる取組の実施 ● 高齢者が活躍できる機会づくり ● 集いの場としての公共施設の有効活用

(2) 郷土愛を育む取組の推進

①地域の文化と伝統の継承	ふるさとに対する理解と愛着を深められるように地域の魅力の再発見と伝統や文化を継承する取組を推進します。
②環境美化活動の推進	地域住民が主体的に取り組む道路等の美化活動が今後も継続して行われるように支援します。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	● 地域の伝統と文化を継承する取組への参加 ● ふるさとの歴史を学ぶ機会への参加 ● 地域の教科書（集落情報シート）の作成への参加 ● 環境美化活動への参加
共助（互助） (地域・関連団体)	● 地域の伝統と文化の継承 ● 地域の魅力を伝える取組の実施 ● 地域の教科書（集落情報シート）の作成
公助 (行政)	● ふるさとの歴史を学ぶ機会の提供 ● 地域の教科書作成に向けた支援

(3) 多様性を認め合うまちづくり

①生活環境のバリアフリー等の推進	道路、公共施設の新設、改修及び改良時におけるバリアフリー化とユニバーサルデザインの積極的な採用を行うとともに補助金の交付などを通じた民間施設のバリアフリー化など誰もが生活しやすい環境づくりを推進します。
②信頼に満ちたまちづくりの推進	人権教育、人権啓発と人権擁護活動を推進し、年齢、性別（性自認）、国籍、障害、居住地、性的指向等による偏見がなく、一人一人の人権が尊重され、多様性を認め合う信頼に満ちた地域づくりを推進します。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	●自宅等のバリアフリー化 ●多様な生き方を理解する学習 ●人権研修等への参加 ●認知症サポーター養成講座の受講
共助（互助） (地域・関連団体)	●公民館など公的な施設のバリアフリー化 ●人権教育や人権研修の開催 ●認知症サポーター養成講座の企画
公助 (行政)	●道路、公共施設のバリアフリー化の推進 ●ユニバーサルデザインの積極的な活用 ●人権啓発、人権擁護活動の推進 ●人権教育の実施と人権研修の開催 ●認知症サポーター養成講座の開催

基本目標3 “福祉の基盤”をつくる

関連する地域課題

視点5 分かりやすい情報の発信

視点6 相談支援の充実

視点7 多様化・複雑化する課題への対応

みんなで頑張っていこう！

コロナ禍・コロナ後の地域福祉

基本目標3 “福祉の基盤”をつくる 編

コロナを「正しく」恐れよう！

コロナの流行が始まって以来、たくさんの情報が飛び交っています。正しい情報を元にして、過剰にコロナを恐れることなく、必要な対策はしっかり行っていきましょう。

◆正しい情報の選択が大切！

⇒コロナに関する情報はたくさんあり、最近では詐欺を目的に誤った情報が流されていることもあります。国からの情報を確認するなど、正しい情報を選択することを意識しましょう。

また、町からも、感染者数の町ホームページ掲載を始め、コロナの感染に関する正しい情報をいち早く提供します。

◆コロナで不安なときは、相談してください！

⇒不安なこと・困ったことがあるときは、一人で抱え込まず、国・府・町の相談窓口にご相談してください。対面が不安な場合は、電話での相談ができる窓口もありますので、どんどん活用してください。

町からもコロナに関する各種支援に関する情報提供を行っています。



不安な気持ちを利用した、悪質な詐欺も起こっています！
正しい情報の取捨選択を心がけましょう！



基本施策Ⅰ 分かりやすく親しみを感じる情報の発信

地域の住民や団体等と行政の協働を実現し、継続していくためには、情報の共有と相互の意思疎通を円滑に行い、良好な関係を築くことが重要です。

また、行政から提供される情報は、正確性を重視する余り、理解しづらく伝わりにくいものとなりがちです。正確性と分かりやすさを両立する情報伝達に努める必要があります。さらに、身近な地域の話題を、親しみを感じながら受け取ることができる広報に努める必要があります。

目標指標	基準値 (平成 27 年度)	現状値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 8 年度)
「福祉サービスの情報を広報紙から入手する」18歳以上の住民の割合（アンケート結果）	44.3%	54.7%	60.0%
自主放送番組の住民・地域関連のコンテンツ数	99 件	109 件	130 件

(Ⅰ) 必要な情報を必要とする人に届ける	
①分かりやすい文書の発出	町が行う福祉に関する情報提供やサービス利用に関する各種申請案内等の文書の発出に当たっては、分かりやすさと正確性の両立に努めます。
②京丹波あんしんアプリ等の活用	京丹波あんしんアプリや自主放送番組におけるデータ放送、ホームページを活用して、速やかな情報伝達に努めます。
③手話、要約筆記等の普及	手話、要約筆記、音訳、点訳等情報保障に関する取組や制度に関する普及啓発に努めます。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	●京丹波あんしんアプリや自主放送番組におけるデータ放送、ホームページによる情報入手 ●手話、要約筆記教室への参加 ●朗読ボランティア等への参加
共助(互助) (地域・関連団体)	●地域住民の協力による情報伝達の仕組みづくり
公助 (行政)	●正確で分かりやすい文書の発出 ●京丹波あんしんアプリ等を活用した速やかな情報伝達 ●手話教室、要約筆記教室の開催 ●朗読ボランティアや点訳に関する情報提供

(2) 広報と広聴の充実	
①広報の充実	住民が必要とする福祉や行政サービスに関する情報を分かりやすく正確に伝える広報紙づくりに努めます。
②自主放送番組の充実	地域福祉を担う方や組織、団体など地域に密着した話題を、親しみをもって視聴できる自主放送番組づくりに努めます。
③町政懇談会等の開催による意見聴取の機会づくり	町政懇談会等を開催し、住民の意見や要望を幅広く聴取し、施策に反映させる取組を進めます。また、来場が困難な方が意見や要望を発しやすい方法も積極的に取り入れます。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	●広報紙による情報の入手 ●自主放送番組の視聴 ●自主放送番組への出演や広報紙への情報提供 ●町政懇談会への参加
共助(互助) (地域・関連団体)	●自主放送番組への出演や広報紙への情報提供 ●自主放送番組や広報紙の取材への協力
公助 (行政)	●広報紙による正確な情報の発信 ●親しみやすい自主放送番組の制作 ●町政懇談会の開催 ●町政への意見や要望がしやすい仕組みづくり

基本施策2 相談体制の強化と福祉施策の展開

悩みや心配事を抱える人がいても、身近な人がその存在に気づき、声をかけて寄り添える関係があることが望めます。また、家族や地域住民との関係の中で解決できない複雑な課題があっても、身近な人の支えや協力を受けながら、専門的な相談機関や行政、福祉制度につながることで課題の解決に向けた第一歩となります。

全ての人が安心して生活できるよう虐待防止や成年後見制度の利用促進によって、住民の権利擁護に努めます。

また、住民のニーズを十分に踏まえた制度づくりとサービスの提供、必要な人が必要なサービスをちゅうちょすることなく利用できる住民の意識啓発に努めます。

目標指標	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
地域包括支援センターの相談件数	97件	203件	200件
「困ったときに役場の相談窓口相談する」18歳以上の住民の割合(アンケート結果)	7.2%	9.6%	20.0%

(1) 包括的な相談体制の確立と福祉施策の展開	
①子育て支援センターを拠点とした相談支援	子育て支援センターを拠点として、子育て家庭の不安の解消と相談支援を行います。
②地域包括ケアシステムの深化と推進	保健、福祉、介護、医療、子育て等の多角的な視点から課題に向き合い、課題解決に取り組む地域包括ケアシステムの実現と相談支援体制の強化に取り組めます。
③住民のニーズを反映した施策の展開	住民のニーズを把握し、課題解決に向けて適切な福祉サービスの提供や福祉施策が展開できる体制づくりに努めます。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	●子育て支援センターや地域包括支援センターの利用 ●町や社会福祉協議会が行う各種相談支援窓口の利用 ●専門的な相談機関の把握と課題を抱える人への相談機関の情報提供
共助(互助) (地域・関連団体)	●課題を抱える人への相談窓口の情報提供
公助 (行政)	●地域包括支援センターの機能強化 ●相談機関の連携強化 ●地域包括ケアシステムの深化と推進 ●審議会等における各福祉サービスのニーズの的確な把握、検討 ●地域共生社会の実現に向けた取組の推進

(2) 権利擁護の推進	
①虐待防止の取組の推進	養育者や養護者への支援を通じて虐待の未然防止に努めるとともに、虐待の早期発見と迅速な初期対応を行い再発防止にも努めます。
②成年後見制度の利用促進	権利擁護支援が必要な方が成年後見制度を利用できるよう制度の普及に向けた広報、相談窓口を開設するとともに、本人を中心とするチームを支える組織とその組織の運営を担う中核機関を設置します。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	●福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の制度理解 ●成年後見制度に関する制度理解 ●任意後見制度の利用検討
共助(互助) (地域・関連団体)	●権利擁護に関する学習会等の開催 ●地域における虐待防止への協力
公助 (行政)	●虐待防止に関する啓発の実施 ●福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の広報 ●成年後見制度の広報 ●成年後見制度に関する相談窓口の設置 ●成年後見制度における協議会と中核機関の設置

(3) 生活困窮者への支援	
①子どもの貧困対策	増加傾向にある本町の就学援助率の状況を踏まえ、いわゆる貧困の連鎖を回避する観点等からも子どもの進学や修学に対する支援を進めます。
②生活困窮者の自立支援	就労や住まいに困難を抱える生活困窮者の自立を支援するため、京都府の相談窓口と連携し、課題の解決に努めます。
③公営住宅への入居による住まいの確保	真に住宅の確保が困難な低所得者の入居を促し、住まいの確保に努めます。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	●進学や修学に関する経済的な支援制度等についての情報収集
共助(互助) (地域・関連団体)	●経済的な課題を抱える人への専門的な相談窓口等の情報提供
公助 (行政)	●子どもの進学や修学に対する支援 ●経済的支援制度に関する広報 ●低所得者の公営住宅への入居促進

基本施策3 解決が困難な地域課題への対応

地域の住民を始めとして、住民自治組織、社会福祉協議会、民生児童委員、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人等の多様な主体と行政とが連携し、地域における多様な取組が相互に補完し合いながら、解決困難な課題に取り組み、誰にとっても安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。

目標指標	基準値 (平成27年度)	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和8年度)
自主防災組織数	5 団体	10 団体	18 団体
地域住民乗合自動車の運行地域数	0 地域 (H28)	1 地域	2 地域
通学バスの無償化	0.0%	100.0%	100.0%
循環バスの運行	0 本/日	0 本/日	3 本/日

(1) 地域における防災力の向上	
①消防団組織の強化	地域に密着した災害対応を行う消防団の特徴である要因動員力を高めるため、消防団への加入促進を進め、組織の強化を行います。
②地域防災力の向上	自主防災組織の設立支援、防災訓練の実施、避難行動要支援者対策の取組を進め、地域における防災力の向上に努めます。

【主な取組】

自助 (個人や家庭)	●防災に関する知識の習得 ●防災に関する家族の話合い ●消防団員として活動 ●自主防災組織の活動への参加
共助(互助) (地域・関連団体)	●災害時の避難等に支援を要する人の情報共有 ●自主防災組織の組織化と運営 ●避難訓練等の実施 ●地域における災害時の避難体制の構築
公助 (行政)	●災害時避難行動要支援者に関する関係者との情報共有 ●消防団への入団促進 ●消防団の装備の充実 ●住民避難訓練や防災訓練の実施

(2) 移動と買物に関する支援	
①多様な移動支援の展開	基幹的な交通機関である町営バスの運行を継続し、利便性の向上に努めます。また、福祉有償運送による外出支援事業、住民が主体的に行うコミュニティ・カーシェアリングの拡充等多様な移動支援事業の展開を目指します。
②買物環境の向上	道の駅を拠点に実施している買物支援車両の効果的な運行を支えとともに、町内の商店等が行う宅配、出張販売サービス事業の拡充やコミュニティビジネス等の起業を支援します。

【主な取組】

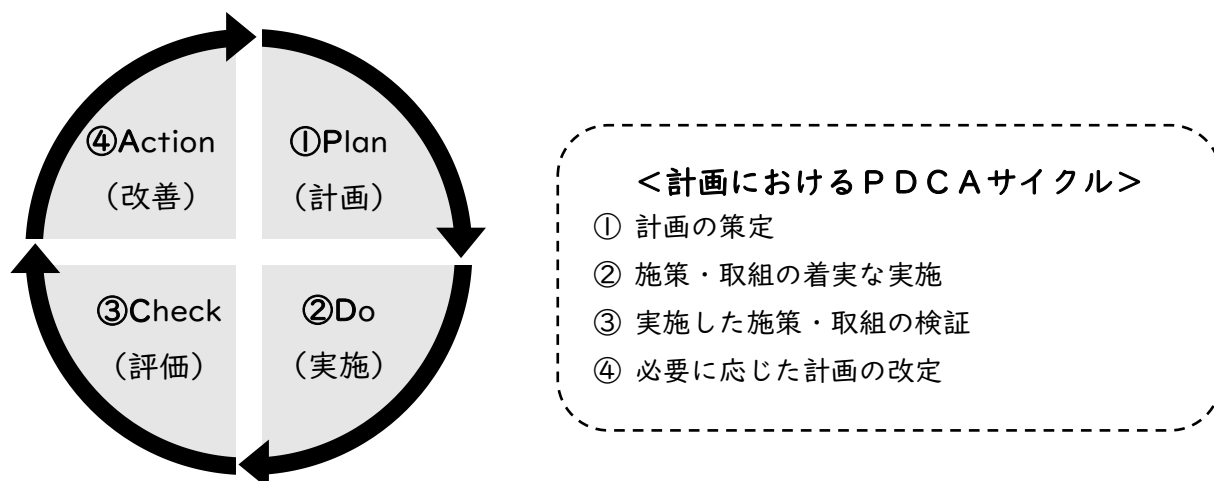
自助 (個人や家庭)	●町営バスの利用促進 ●住民主体の移動支援や買物支援事業の検討 ●住民主体の移動支援や買物支援事業への参加
共助(互助) (地域・関連団体)	●商店等事業者による宅配、出張販売サービス等の実施 ●コミュニティ・カーシェアリングの実施
公助 (行政)	●町営バスの運行継続と利便性の向上 ●住民が主体的に取り組む移動支援事業のサポート ●商店等事業者による宅配、出張販売サービス等の支援 ●道の駅を拠点とした買物支援車両の運行 ●福祉有償運送の制度を利用した外出支援事業の実施 ●コミュニティビジネス等の起業支援

第2章 計画の推進体制

計画の推進については、住民や地域の多様な団体、行政といったそれぞれの主体が、自助・共助（互助）・公助の中で担うべきそれぞれの役割を踏まえ、取組を進めていくとともに、そうした取組を評価・検証する仕組みを構築することが重要です。

I 計画の評価・検証

本計画の進捗状況の評価・検証するための仕組みとして「PDCAサイクル」を確立し、計画の策定から実施、評価、改善における一貫性を担保します。



(1) 評価・検証の組織

「京丹波町地域福祉計画推進委員会」を毎年度開催し、計画の推進状況についての評価・検証を行います。

(2) 評価・検証の手法

①定量的な評価

基本施策ごとに設定された目標指標の数値目標の達成状況について検証し、定量的な観点から評価を行います。

②定性的な評価

主要施策に関連する具体的な施策や取組の実施状況について検証し、定性的な観点から評価を行います。

2 地域福祉活動計画との連携

本計画は、計画において掲げた理念や基本目標の実現に向け、京丹波町社会福祉協議会が令和2年3月に策定した「地域福祉活動計画」と連携しつつ、取組を進めます。

本計画と「地域福祉活動計画」は、地域福祉を推進するための両輪であり、相互に補完し合う関係にあるといえます。

今後の京丹波町の更なる地域福祉の推進に向けて、町と社会福祉協議会、そして住民の皆様とともに、より効果的な取組を推進します。

3 S D G s の達成に貢献する計画の推進

S D G s は、Sustainable Development Goals という英語の頭文字を取った略称で、日本語には「持続可能な開発目標」と訳されます。

S D G s は、2015年9月に国連総会で採択された17の目標と169のターゲットで構成されており、人類のこれまでの活動によって生じてきた様々な影響に配慮しながら、今を生きる私たちと将来の世代の双方が満足できる未来のための目標であり、「誰一人取り残さない」を基本理念とする世界共通の目標です。

本計画の推進を通じて、S D G s の達成への貢献を目指します。



資料編

I 計画策定の経緯

■京丹波町地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 京丹波町地域福祉計画（以下「計画」という。）の推進を図るため、京丹波町地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会の所管事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の推進及び評価に関すること。
- (2) 計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他町長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、委員の再任を妨げるものではない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

第2条 京丹波町地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成27年京丹波町告示第53号）及び京丹波町地域福祉計画策定作業部会設置要綱（平成27年京丹波町告示第73号）は、廃止する。

附 則（令和2年告示第81号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

■京丹波町地域福祉計画推進委員会委員

◎ 京丹波町地域福祉計画推進委員会委員長 ○同副委員長

順不同・敬称略

所属	職名	氏名	選出区分
京丹波町地域自立支援協議会	委員	山下 立男	学識経験者
京丹波町地域包括ケア推進委員会	委員長	片山 俊明	学識経験者
京丹波町子ども・子育て審議会	会長	大塚 正広	学識経験者
京丹波町自殺対策推進委員会	委員長	奥井 光春 (令和3年3月31日まで)	学識経験者
京丹波町自殺対策推進委員会	副委員長	友金 一文 (令和3年9月27日から)	学識経験者
京丹波町民生児童委員協議会	会長	阪内 敏明	関係団体の 役職員
京丹波町女性の会	会長	野間 真知子 (令和3年3月31日まで)	関係団体の 役職員
京丹波町女性の会	会長	上田 輝美 (令和3年9月27日から)	関係団体の 役職員
京丹波町老人クラブ連合会	会長	岡本 勇	関係団体の 役職員
京丹波町身体障害者福祉会	評議員	若松 孝子	関係団体の 役職員
京丹波町母子寡婦福祉会	会長	谷山 和子	関係団体の 役職員
(福) 京丹波町社会福祉協議会	事務局次長	○ 岬 秀一	関係団体の 役職員
(公社) 京丹波町シルバー人材センター	専務理事・ 事務局長	◎ 谷口 誠	関係団体の 役職員
京丹波町消防団	団長	栗林 英治	町長が必要と 認める者
京丹波町住民自治組織連絡協議会	副会長	藤田 正之	町長が必要と 認める者
京丹波町幼小中校園長会	会長	武永 吉弘 (令和3年3月31日まで)	町長が必要と 認める者
京丹波町幼小中校園長会	会長	弓削 善裕 (令和3年9月27日から)	町長が必要と 認める者
京都府南丹保健所	福祉課長	山本 明 (令和3年3月31日まで)	関係行政機関 の職員
京都府南丹保健所	福祉課長	保城 幹雄 (令和3年9月27日から)	関係行政機関 の職員

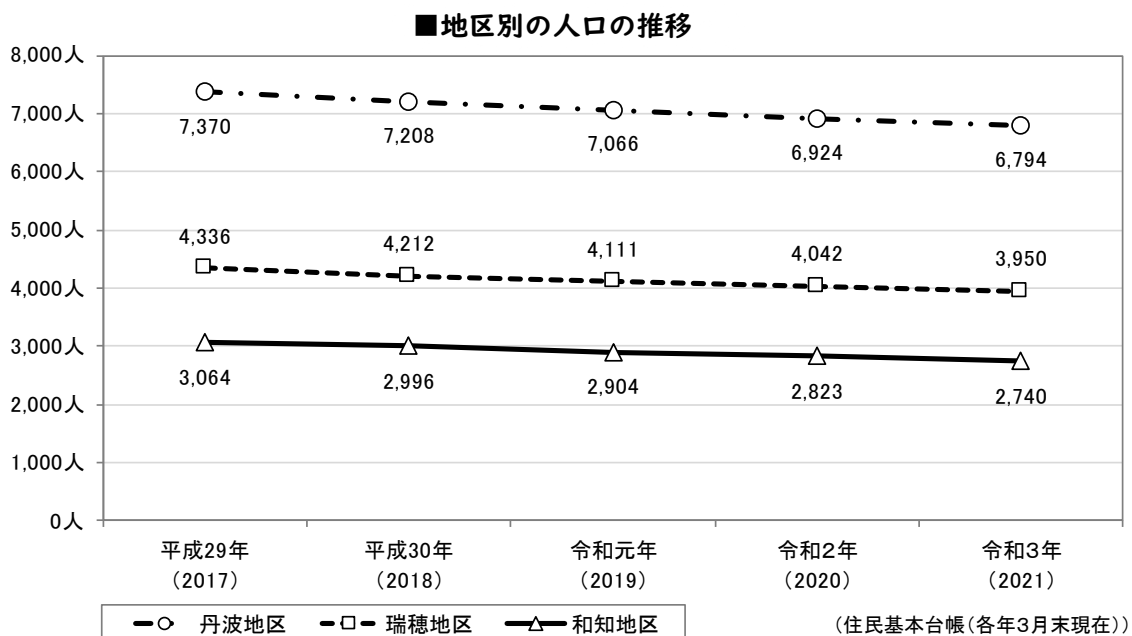
■策定の経緯

年 度	月	内 容
令和 2 年度	9 月	令和 2 年度 第 1 回 京丹波町地域福祉計画推進委員会
	12 月	京丹波町地域福祉計画見直しのためのアンケート調査
	3 月	令和 2 年度 第 2 回 京丹波町地域福祉計画推進委員会
令和 3 年度	6・7 月	関係団体等アンケート調査
	10 月	令和 3 年度 第 1 回 京丹波町地域福祉計画推進委員会
	11 月	関係団体懇談会
		成年後見制度等に関するアンケート調査
	12 月	令和 3 年度 第 2 回 京丹波町地域福祉計画推進委員会
	2 月	パブリックコメント
		新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、令和 3 年度 第 3 回 京丹波町地域福祉計画推進委員会の開催を中止し、委員から書面による意見募集を実施
	3 月	京丹波町地域福祉計画～改訂版～策定

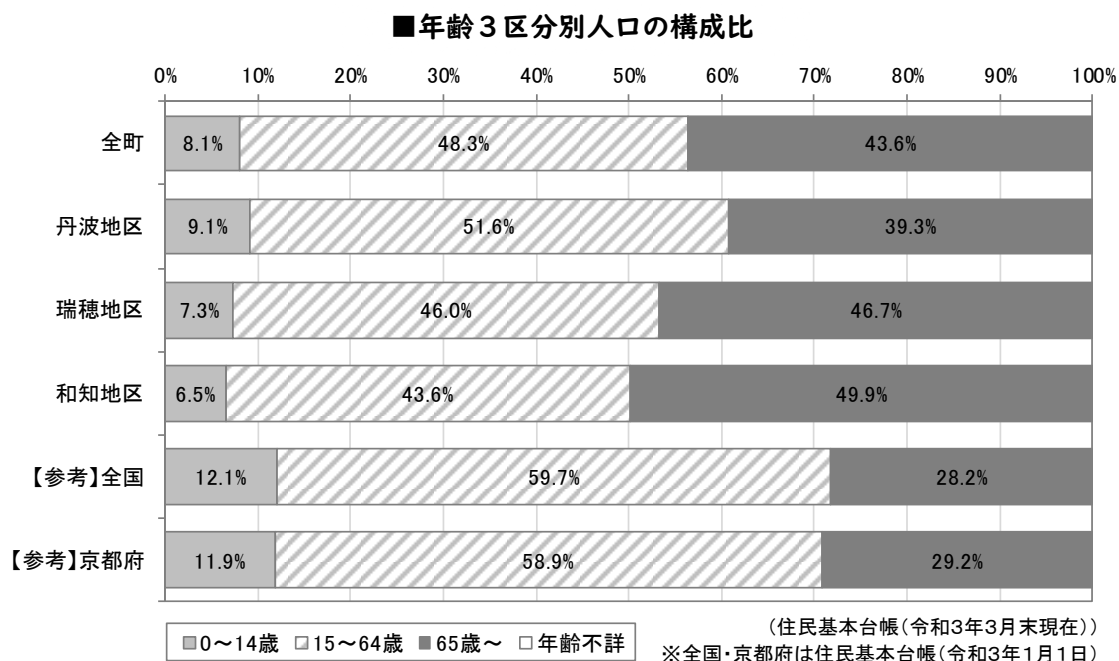
2 統計データ

(1) 人口の状況

平成 29 年から令和 3 年までの京丹波町における地区別の人口の推移をみると、3 地区全てで減少しています。5 年間の変化率では和知地区が 10.6%減と最も減少幅が大きく、次いで瑞穂地区が 8.9%減、丹波地区が 7.8%減となっています。なお、京丹波町全体では、8.7%減となっています。



令和 3 年 3 月末時点（全国・京都府は 1 月 1 日）の年齢 3 区分別人口の構成比をみると、全国や京都府の高齢化率（65 歳～）が 28～29%程度であるのに対し、京丹波町の高齢化率は 43%程度と高くなっています。一方で年少人口比率（0～14 歳）は全国や京都府が 12%程度となっているのに対し、京丹波町では 8%程度と低くなっており、国内の他の地域と比較して少子高齢化が進展していることがわかります。中でも和知地区の高齢化が目立つ状況です。



■各地区別の年齢3区分別人口の推移と変化

(単位:人)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	変化率 (平成29年 ⇒令和3年)
全町 合計	14,770	14,416	14,081	13,789	13,484	-8.7%
0～14歳	1,307	1,247	1,188	1,153	1,086	-16.9%
15～64歳	7,502	7,265	6,974	6,755	6,518	-13.1%
65歳以上	5,961	5,904	5,919	5,881	5,880	-1.4%
構成	8.8%	8.7%	8.4%	8.4%	8.1%	
比	50.8%	50.4%	49.5%	49.0%	48.3%	
65歳以上	40.4%	41.0%	42.0%	42.6%	43.6%	

(住民基本台帳(各年3月末現在))

(単位:人)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	変化率 (平成29年 ⇒令和3年)
丹波地区 合計	7,370	7,208	7,066	6,924	6,794	-7.8%
0～14歳	738	694	667	651	619	-16.1%
15～64歳	3,966	3,881	3,739	3,626	3,505	-11.6%
65歳以上	2,666	2,633	2,660	2,647	2,670	0.2%
構成	10.0%	9.6%	9.4%	9.4%	9.1%	
比	53.8%	53.8%	52.9%	52.4%	51.6%	
65歳以上	36.2%	36.5%	37.6%	38.2%	39.3%	

(住民基本台帳(各年3月末現在))

(単位:人)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	変化率 (平成29年 ⇒令和3年)
瑞穂地区 合計	4,336	4,212	4,111	4,042	3,950	-8.9%
0～14歳	353	342	333	318	289	-18.1%
15～64歳	2,123	2,028	1,945	1,880	1,817	-14.4%
65歳以上	1,860	1,842	1,833	1,844	1,844	-0.9%
構成	8.1%	8.1%	8.1%	7.9%	7.3%	
比	49.0%	48.1%	47.3%	46.5%	46.0%	
65歳以上	42.9%	43.7%	44.6%	45.6%	46.7%	

(住民基本台帳(各年3月末現在))

(単位:人)

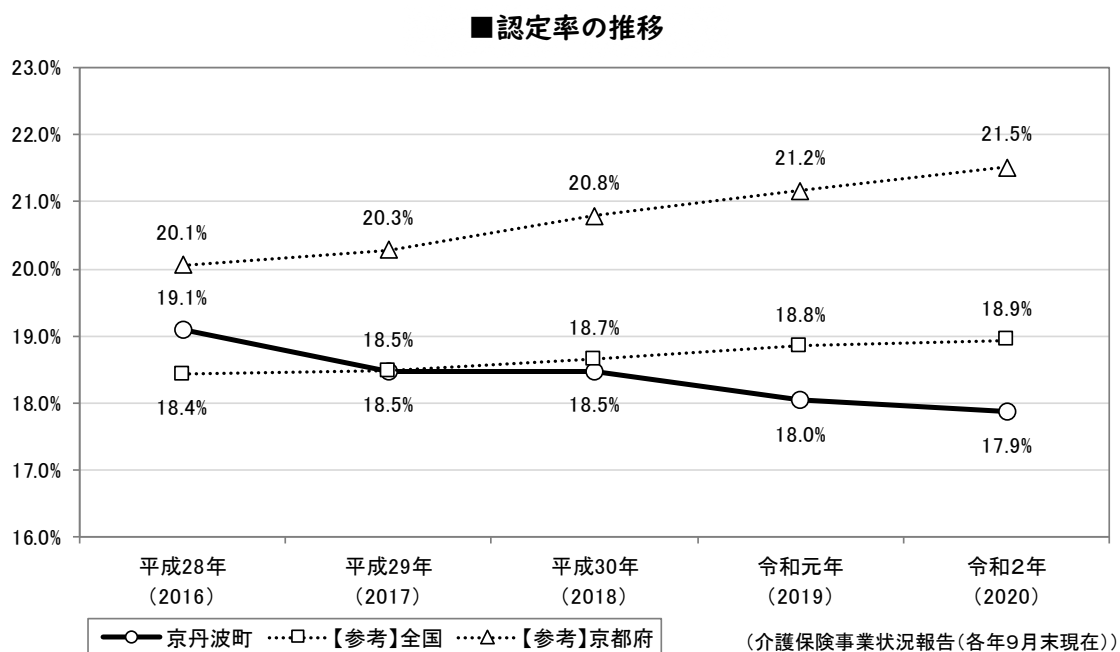
	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	変化率 (平成29年 ⇒令和3年)
和知地区 合計	3,064	2,996	2,904	2,823	2,740	-10.6%
0～14歳	216	211	188	184	178	-17.6%
15～64歳	1,413	1,356	1,290	1,249	1,196	-15.4%
65歳以上	1,435	1,429	1,426	1,390	1,366	-4.8%
構成	7.0%	7.0%	6.5%	6.5%	6.5%	
比	46.1%	45.3%	44.4%	44.2%	43.6%	
65歳以上	46.8%	47.7%	49.1%	49.2%	49.9%	

(住民基本台帳(各年3月末現在))

(2) 要介護（要支援）認定者の状況

平成28年から令和2年までの要介護（要支援）認定者数の推移をみると、京丹波町では一貫して減少しています。認定率については、全国や京都府が一貫して増加している中、京丹波町では減少傾向で推移しています。

5年間の要介護度区分別認定者数の変化率をみると、要介護3・4でのみ増加しており、それ以外では減少しています。



(単位: 人)

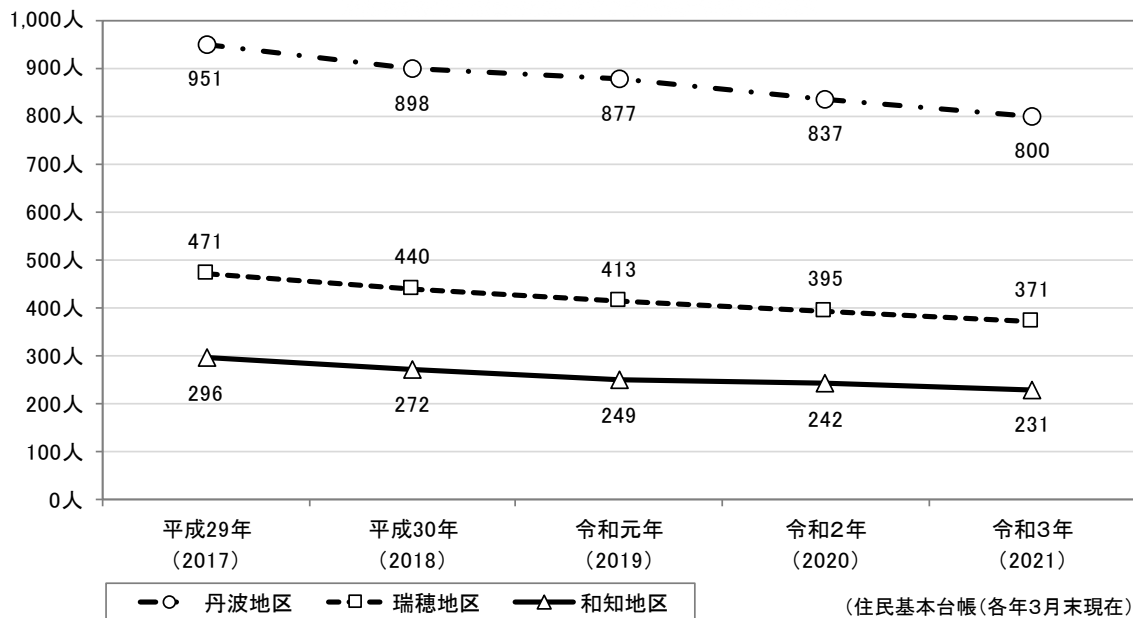
	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	変化率 (平成28年 ⇒令和2年)
認定者数	1,140	1,103	1,098	1,066	1,056	-7.4%
要支援1	51	36	35	32	36	-29.4%
要支援2	127	107	100	103	89	-29.9%
要介護1	188	182	193	156	141	-25.0%
要介護2	289	268	248	255	258	-10.7%
要介護3	188	219	220	219	227	20.7%
要介護4	152	147	170	177	189	24.3%
要介護5	145	144	132	124	116	-20.0%
第一号被保険者数	5,973	5,968	5,941	5,910	5,907	-1.1%
65歳以上75歳未満	2,625	2,628	2,607	2,579	2,614	-0.4%
75歳以上	3,348	3,340	3,334	3,331	3,293	-1.6%
認定率	19.1%	18.5%	18.5%	18.0%	17.9%	-

(介護保険事業状況報告(各年9月末現在))

(3) 子ども（0～17歳）の状況

平成29年から令和3年までの子ども（0～17歳）の数の推移をみると、町内の全ての地区で総じて減少しています。5年間の変化率では、和知地区が22.0%減と最も減少幅が大きく、次いで瑞穂地区が21.2%減、丹波地区が15.9%減となっています。

■子ども（0～17歳）の数の推移



	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	変化率 (平成29年 ⇒令和3年)
全町 合計	1,718	1,610	1,539	1,474	1,402	-18.4%
0～5歳(就学前)	421	401	384	367	353	-16.2%
6～11歳(小学生)	555	519	497	492	463	-16.6%
12～17歳(中高生)	742	690	658	615	586	-21.0%

(住民基本台帳(各年3月末現在))

(単位:人)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	変化率 (平成29年 ⇒令和3年)
丹波地区 合計	951	898	877	837	800	-15.9%
0～5歳(就学前)	232	215	210	204	199	-14.2%
6～11歳(小学生)	314	292	287	283	269	-14.3%
12～17歳(中高生)	405	391	380	350	332	-18.0%

(住民基本台帳(各年3月末現在))

(単位:人)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	変化率 (平成29年 ⇒令和3年)
瑞穂地区 合計	471	440	413	395	371	-21.2%
0～5歳(就学前)	126	110	101	92	85	-32.5%
6～11歳(小学生)	149	147	144	141	128	-14.1%
12～17歳(中高生)	196	183	168	162	158	-19.4%

(住民基本台帳(各年3月末現在))

(単位:人)

	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	変化率 (平成29年 ⇒令和3年)
和知地区 合計	296	272	249	242	231	-22.0%
0～5歳(就学前)	63	76	73	71	69	9.5%
6～11歳(小学生)	92	80	66	68	66	-28.3%
12～17歳(中高生)	141	116	110	103	96	-31.9%

(住民基本台帳(各年3月末現在))

(4) 要保護・準要保護児童生徒数の状況

平成 28 年度から令和 2 年度までの要保護・準要保護児童生徒数についてみると、公立小中学校児童生徒総数は一貫して減少している一方、要保護・準要保護児童生徒数は増減を繰り返して推移しています。

■要保護・準要保護児童生徒数の推移

(単位:人)

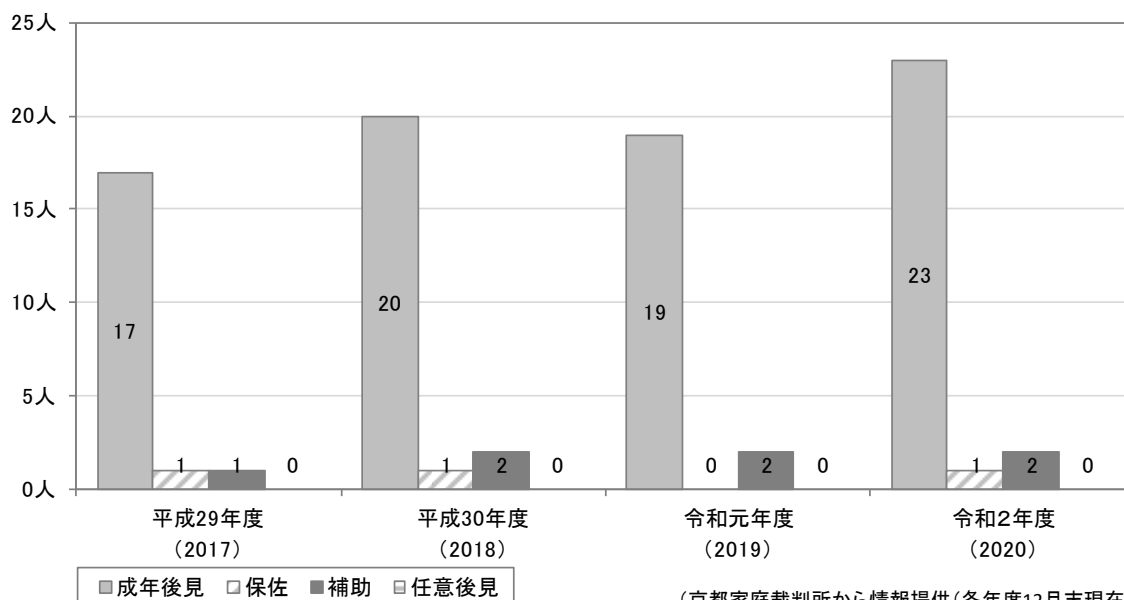
		平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
要保護・準要保護児童合計	児童生徒数	137	127	151	135	145
	就学援助率	14.8%	14.5%	18.4%	17.3%	19.1%
要保護児童	児童生徒数	7	5	2	2	2
	就学援助率	0.8%	0.6%	0.2%	0.3%	0.3%
準要保護児童	児童生徒数	130	122	149	133	143
	就学援助率	14.0%	13.9%	18.1%	17.1%	18.8%
公立小中学校児童生徒総数		926	877	821	779	759

(教育委員会 学校教育課)

(5) 成年後見制度の利用状況

平成 29 年度から令和 2 年度までの成年後見制度利用者数の推移をみると、増減を繰り返して推移しています。また、成年後見を利用する方が多くなっています。

■成年後見制度利用者数の推移



(6) 生活保護の状況

平成 28 年度から令和 2 年度までの生活保護の受給率の推移をみると、受給者数、受給世帯数共に増減を繰り返して推移していますが、受給者数の受給率としては、一貫して 0.9%となっています。

■生活保護受給率の推移

(単位:人・世帯)

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
生活保護受給者数	139	132	127	130	127
(受給率)	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
生活保護受給世帯数	110	109	103	104	96

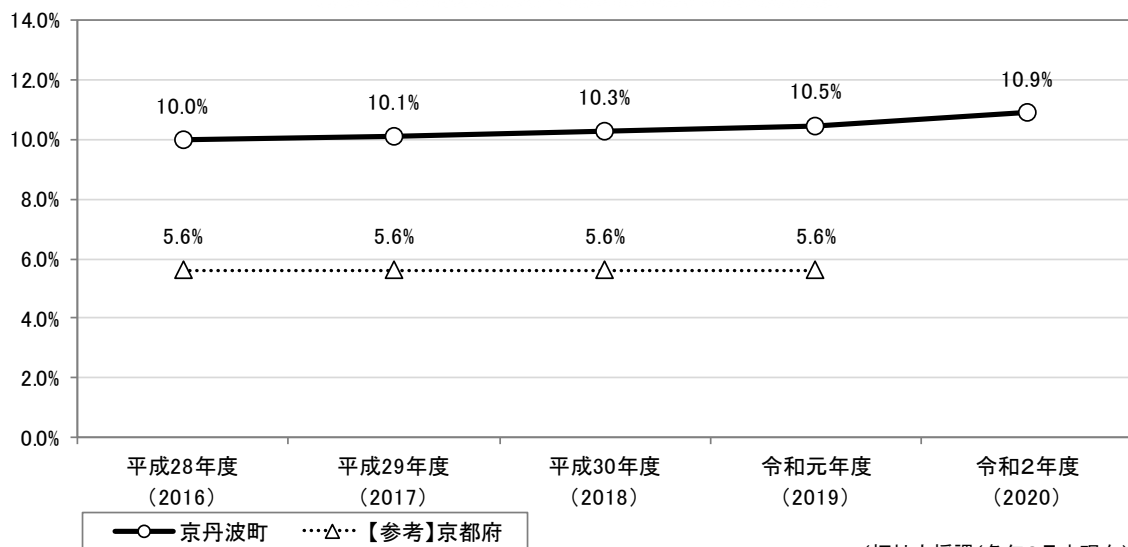
(福祉支援課(各年度月平均))

(7) 障害者手帳所持者の状況

平成 28 年度から令和 2 年度までの障害者手帳所持者の推移をみると、増減を繰り返して推移していますが、各手帳の所持率をみると、微増ながら増加傾向となっています。

また、身体障害者手帳の所持率を京都府と比較すると、京丹波町における手帳所持率が高くなっています。

■身体障害者手帳の所持率の推移



(福祉支援課(各年3月末現在))

※京都府は京都府統計書の手帳所持者数(各年3月末)、住民基本台帳の人口より算出

※京都府の令和2年度以降についてはデータなし

(単位:人)

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
障害者手帳所持者数	1,792	1,784	1,776	1,778	1,811
身体障害者手帳	1,504	1,490	1,482	1,473	1,501
(所持率)	10.0%	10.1%	10.3%	10.5%	10.9%
療育手帳	169	171	172	173	172
(所持率)	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
精神障害者保健福祉手帳	119	123	122	132	138
(所持率)	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%	1.0%

(福祉支援課(各年度3月末現在))

※2種以上の手帳所持者を含む

3 住民アンケート

(1) 住民アンケートの概要

「京丹波町地域福祉計画」の見直しに当たり、京丹波町に住む18歳以上の方を対象に、生活全般にわたる現状や課題、各種福祉サービス利用上での問題点、今後のサービスや施策に対するニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

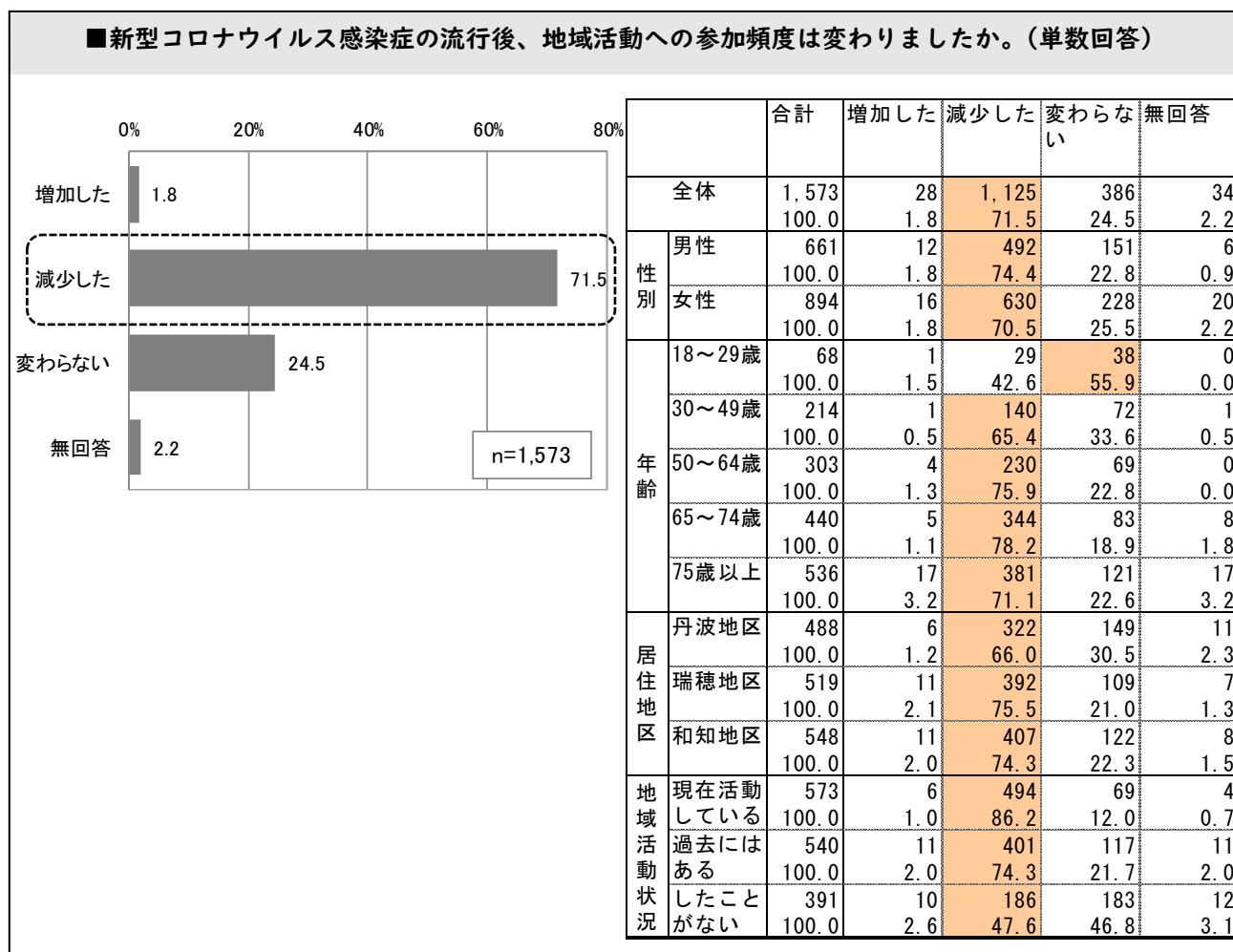
調査地域	京丹波町全域
調査対象者	町内在住18歳以上の住民3,000人（無作為抽出）
調査実施時期	令和3年1月上旬～1月22日
回収率	52.5%（3,000票配布・1,576票回収（うち白票3票））

(2) 住民アンケートの主な回答

【新型コロナウイルス感染症について】

①新型コロナウイルス感染症による地域活動参加頻度への影響

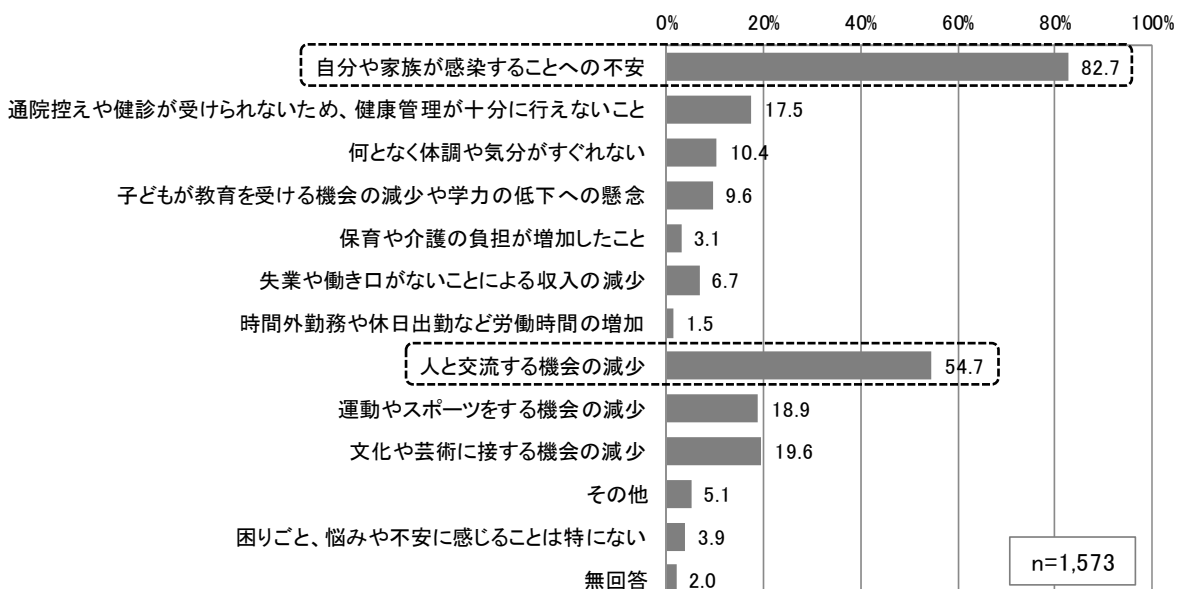
71.5%の人が「減少した」と回答しており、年齢別でみると“18～29歳”では「変わらない」が多くなっていますが、それ以外では、「減少した」が多くなっています。



②新型コロナウイルス感染症による困りごと、悩み、不安

「自分や家族が感染することへの不安」が82.7%と最も多く、次いで「人と交流する機会の減少」が54.7%と多くなっています。

■新型コロナウイルス感染症の影響で困っていること、悩みや不安に感じていることは何ですか。(複数回答)



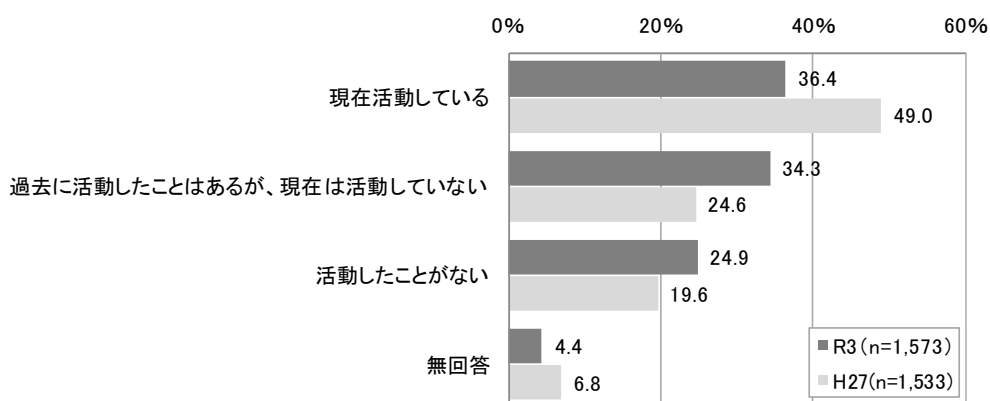
【地域活動やボランティア活動について】

①地域活動の状況（新型コロナウイルス感染症感染拡大前の状況）

「現在活動している」が36.4%、「過去に活動したことはあるが、現在は活動していない」が34.3%、「活動したことがない」が24.9%となっています。

平成27年に実施した調査（以下、「前回調査」という）と比較すると、「現在活動している」が減少しています。

■あなたは現在、自治会（行政区）や子ども会、老人クラブの活動など、地域活動をしていますか。(単数回答)

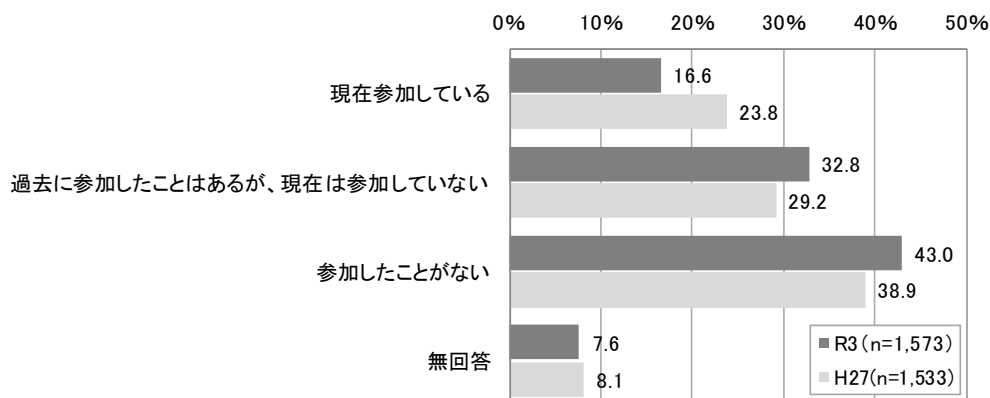


②ボランティア活動の状況（新型コロナウイルス感染症感染拡大前の状況）

「現在参加している」が16.6%、「過去に参加したことはあるが、現在は参加していない」が32.8%、「参加したことがない」が43.0%となっています。

前回調査と比較すると「現在参加している」が減少しています。

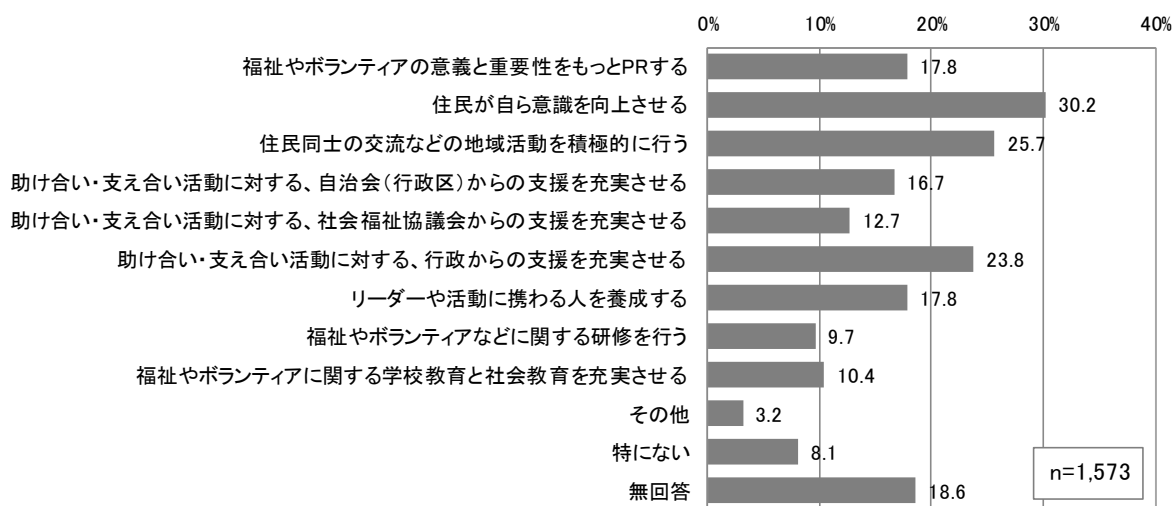
■あなたは、ボランティア活動に参加したことがありますか。（単数回答）



③支え合い、助け合い活動の活発化に必要なこと

「住民が自ら意識を向上させる」が30.2%と最も多く、次いで「住民同士の交流などの地域活動を積極的に行う」が25.7%、「助け合い・支え合い活動に対する、行政からの支援を充実させる」が23.8%と多くなっています。

■今後、地域における助け合い・支え合い活動を活発化することが重要になりますが、そのためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）



【福祉について】

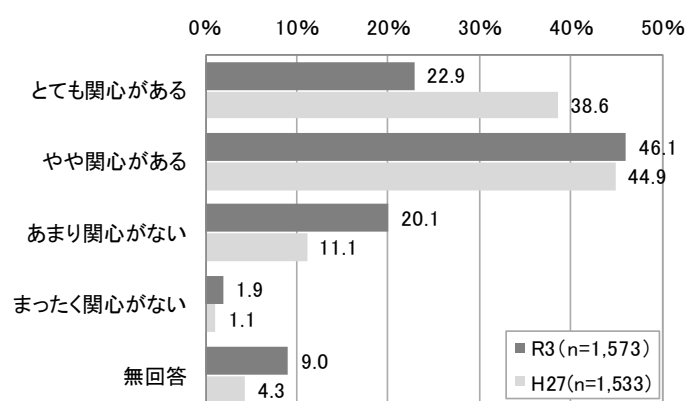
①福祉への関心

「やや関心がある」が46.1%と最も多く、次いで「とても関心がある」が22.9%となっており、合わせた69.0%の方が『関心がある』と回答しています。

前回調査と比較すると、「とても関心がある」が減少、「あまり関心がない」が増加しています。

年齢別にみると、『関心がある』は“65～74歳”で最も多く、“18～29歳”で最も少なくなっています。

■あなたは「福祉」に関心をお持ちですか。（単数回答）

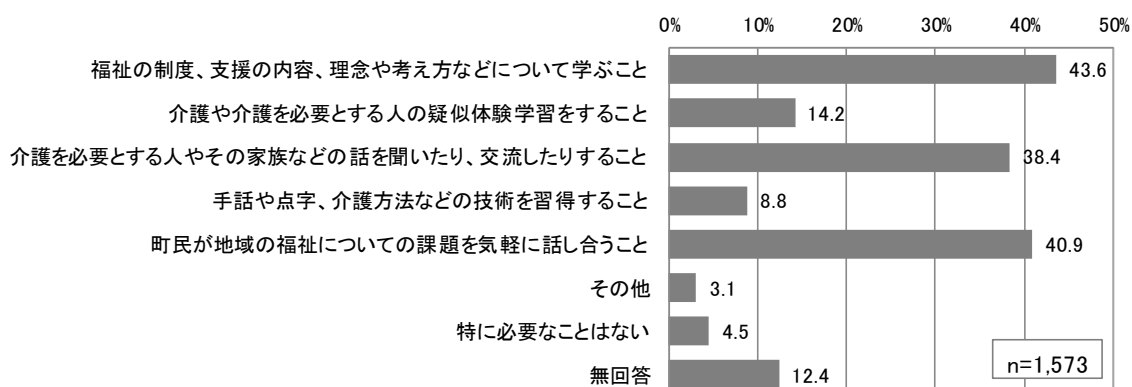


		合計	とても関 心がある	やや関心 がある	あまり関 心がない	まったく 関心がない	無回答	『関心が ある』	『関心が ない』
全体		1,573 100.0	360 22.9	725 46.1	316 20.1	30 1.9	142 9.0	1085 69.0	346 22.0
性別	男性	661 100.0	147 22.2	289 43.7	155 23.4	18 2.7	52 7.9	436 66.0	173 26.2
	女性	894 100.0	209 23.4	429 48.0	158 17.7	12 1.3	86 9.6	638 71.4	170 19.0
年齢	18～29歳	68 100.0	11 16.2	26 38.2	26 38.2	3 4.4	2 2.9	37 54.4	29 42.6
	30～49歳	214 100.0	33 15.4	107 50.0	63 29.4	10 4.7	1 0.5	140 65.4	73 34.1
	50～64歳	303 100.0	50 16.5	164 54.1	69 22.8	8 2.6	12 4.0	214 70.6	77 25.4
	65～74歳	440 100.0	100 22.7	221 50.2	82 18.6	5 1.1	32 7.3	321 73.0	87 19.8
	75歳以上	536 100.0	163 30.4	203 37.9	74 13.8	4 0.7	92 17.2	366 68.3	78 14.6
居住地区	丹波地区	488 100.0	111 22.7	221 45.3	111 22.7	12 2.5	33 6.8	332 68.0	123 25.2
	瑞穂地区	519 100.0	127 24.5	239 46.1	98 18.9	7 1.3	48 9.2	366 70.5	105 20.2
	和知地区	548 100.0	121 22.1	258 47.1	104 19.0	10 1.8	55 10.0	379 69.2	114 20.8

②福祉への理解を深めるために必要なこと

「福祉の制度、支援の内容、理念や考え方などについて学ぶこと」が43.6%と最も多く、次いで「町民が地域の福祉についての課題を気軽に話し合うこと」が40.9%、「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が38.4%と多くなっています。

■あなたは、町民が福祉について理解を深めるためには、どのような機会が必要だと思いますか。(複数回答)

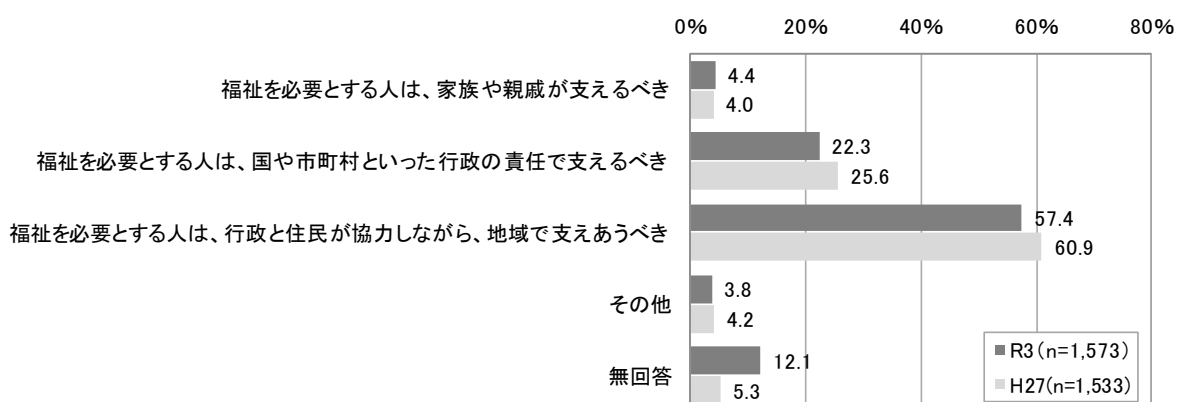


③福祉を必要とする人への支援の方法

「福祉を必要とする人は、家族や親戚が支えるべき」が4.4%、「福祉を必要とする人は、国や市町村といった行政の責任で支えるべき」が22.3%、「福祉を必要とする人は、行政と住民が協力しながら、地域で支えあうべき」が57.4%となっています。

「福祉を必要とする人は、行政と住民が協力しながら、地域で支えあうべき」と回答した割合は、前回調査と比べ減少しています。

■「福祉」を必要とする人の支援は、どのようにあるべきだと思いますか。(単数回答)



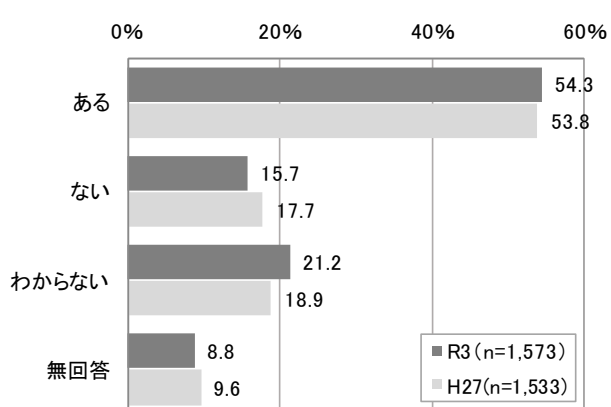
【地域との関わりについて】

①地域の方からの支援

「ある」が54.3%、「ない」が15.7%、「わからない」が21.2%となっています。

前回調査と比較すると、「ある」が若干増加しています。

■あなたは、ご近所や地域の方に助けられたり、支えられたと感じたことはありますか。(単数回答)

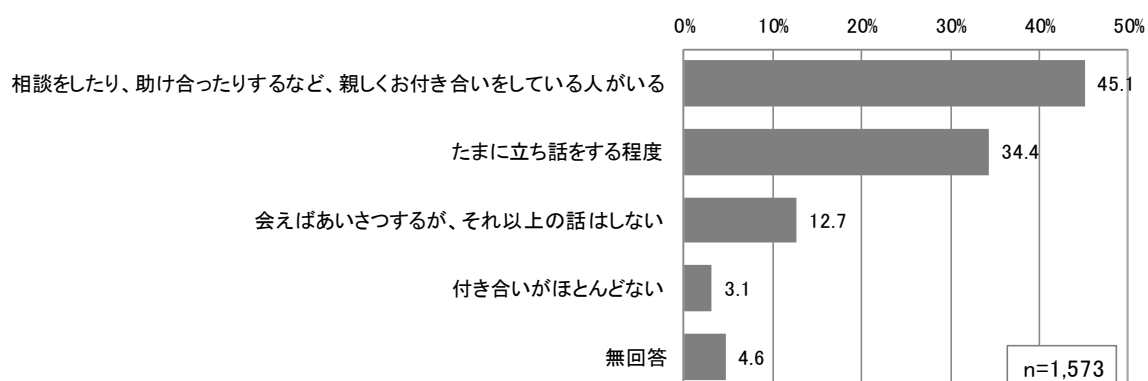


		合計	ある	ない	わからない	無回答
	全体	1,573	854	247	334	138
		100.0	54.3	15.7	21.2	8.8
性別	男性	661	348	120	146	47
		100.0	52.6	18.2	22.1	7.1
	女性	894	497	125	186	86
		100.0	55.6	14.0	20.8	9.6
年齢	18～29歳	68	25	8	35	0
		100.0	36.8	11.8	51.5	0.0
	30～49歳	214	122	30	55	7
		100.0	57.0	14.0	25.7	3.3
	50～64歳	303	175	37	77	14
		100.0	57.8	12.2	25.4	4.6
	65～74歳	440	235	81	89	35
		100.0	53.4	18.4	20.2	8.0
	75歳以上	536	292	89	76	79
		100.0	54.5	16.6	14.2	14.7
居住地	丹波地区	488	233	96	123	36
		100.0	47.7	19.7	25.2	7.4
	瑞穂地区	519	290	75	109	45
		100.0	55.9	14.5	21.0	8.7
	和知地区	548	322	74	98	54
		100.0	58.8	13.5	17.9	9.9

②ご近所付き合いの状況

「相談をしたり、助け合ったりするなど、親しくお付き合いをしている人がある」が45.1%と最も多く、次いで「たまに立ち話をする程度」が34.4%、「会えばあいさつするが、それ以上の話はしない」が12.7%と多くなっています。

■あなたは、ふだん近所の人とどの程度の付き合いをされていますか。(単数回答)



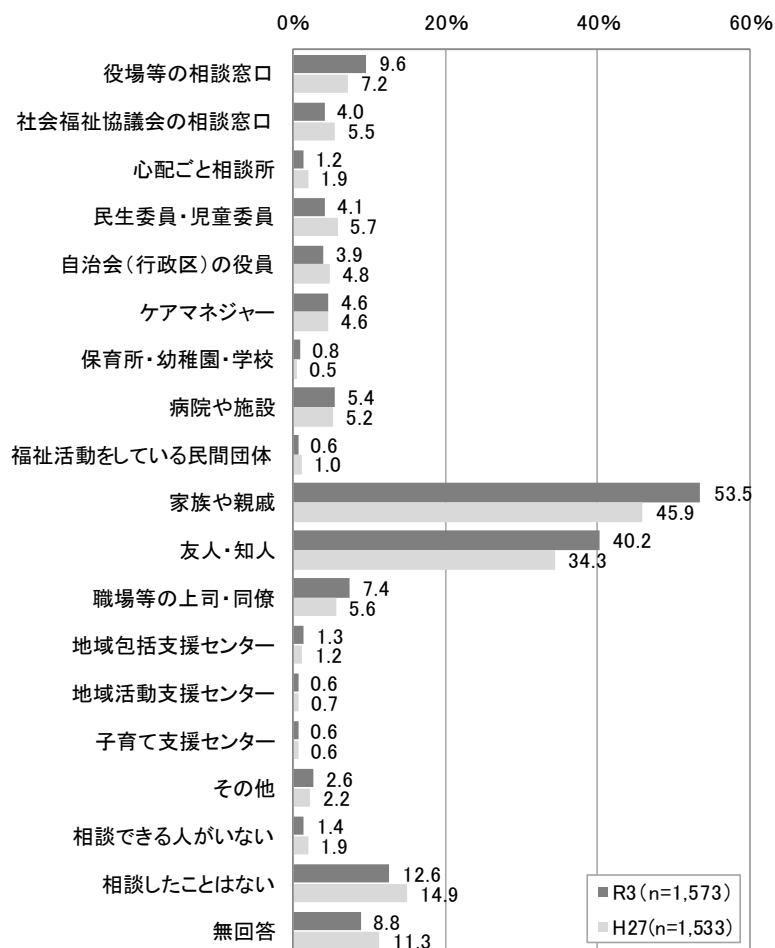
【地域における生活上の課題について】

①困ったときの相談先

「家族や親戚」が53.5%と最も多く、次いで「友人・知人」が40.2%、「相談したことはない」が12.6%と多くなっています。

「役場等の相談窓口」と回答した割合は、前回調査と比べ増加しています。

■あなたは、日々の生活で、困ったことがある時、どこ（誰）に相談していますか。（複数回答）

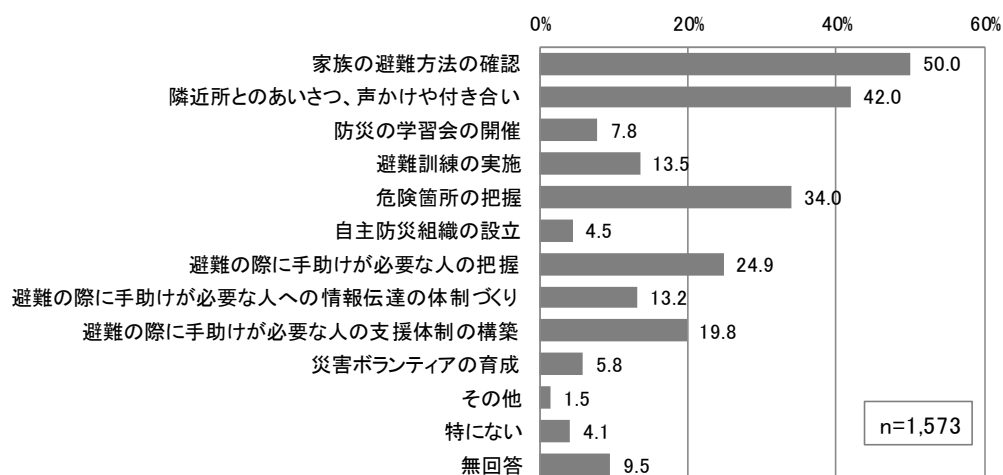


【災害時における助け合いについて】

①災害時の備えとして重要なこと

「家族の避難方法の確認」が50.0%と最も多く、次いで「隣近所とのあいさつ、声かけや付き合い」が42.0%、「危険箇所の把握」が34.0%と多くなっています。

■あなたの住む地域における地震や台風などの災害時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。（複数回答）

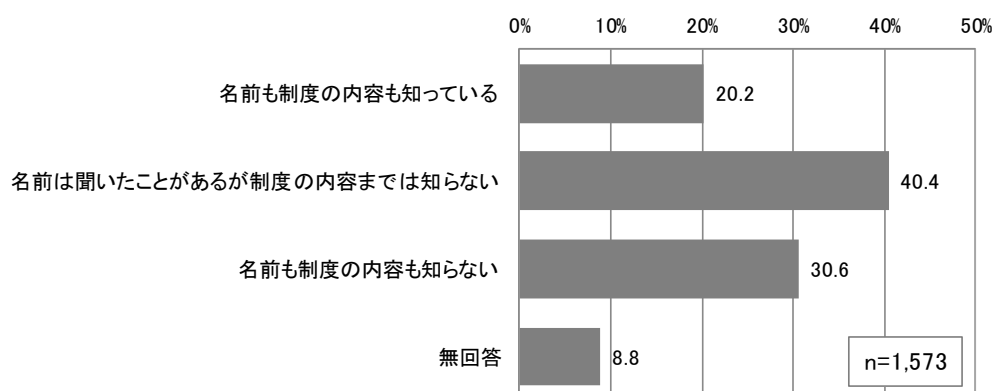


【成年後見制度について】

①成年後見制度の認知度

「名前も制度の内容も知っている」が20.2%、「名前は聞いたことがあるが制度の内容までは知らない」が40.4%、「名前も制度の内容も知らない」が30.6%となっています。

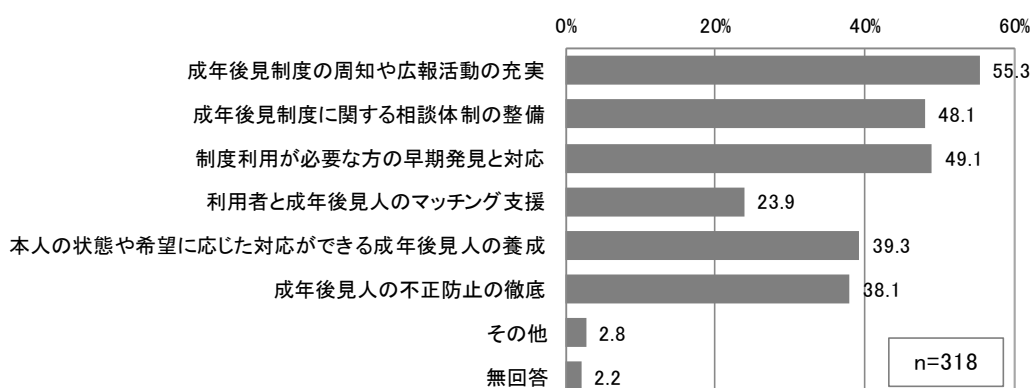
■あなたは、成年後見制度を知っていますか。（単数回答）



②成年後見制度の促進・充実のために必要なこと

「成年後見制度の周知や広報活動の充実」が55.3%と最も多く、次いで「制度利用が必要な方の早期発見と対応」が49.1%、「成年後見制度に関する相談体制の整備」が48.1%と多くなっています。

■今後、成年後見制度の促進・充実を図っていくために必要だと思うことはどれですか。(複数回答) 【成年後見制度について「名前も制度の内容も知っている」方限定】



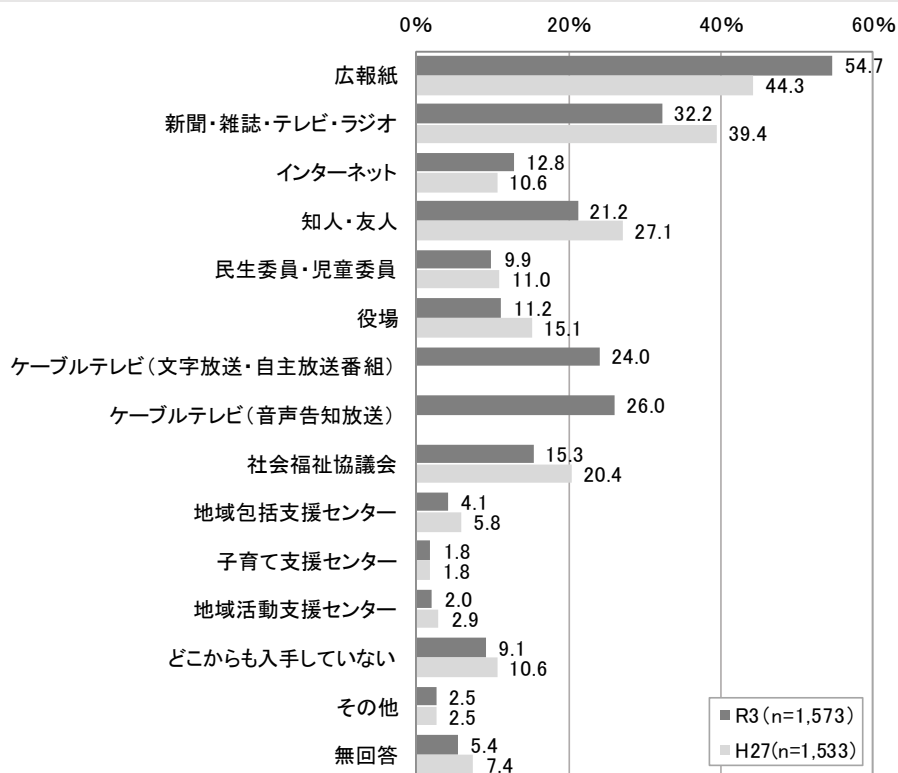
【情報入手について】

①福祉サービスの情報の入手先

「広報紙」が54.7%と最も多く、次いで「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が32.2%、「ケーブルテレビ（音声告知放送）」が26.0%と多くなっています。

「広報紙」と回答した割合は、前回調査と比べ増加しています。

■あなたは現在、福祉や福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(複数回答)

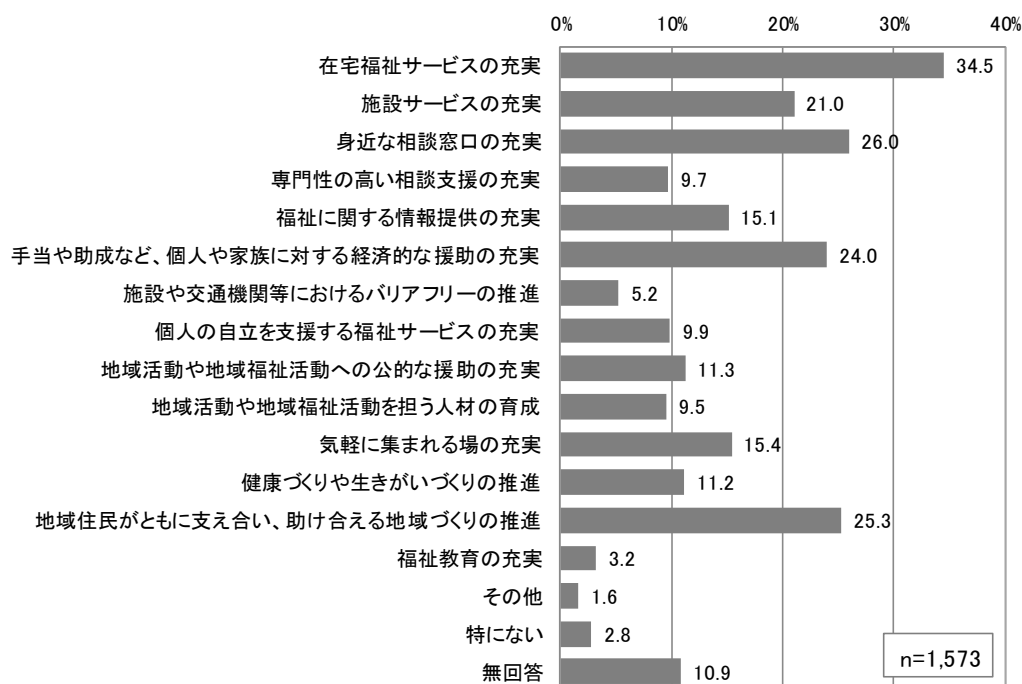


【これからの福祉のあり方について】

①住み慣れた地域で生活するために大切な福祉のあり方

「在宅福祉サービスの充実」が34.5%と最も多く、次いで「身近な相談窓口の充実」が26.0%、「地域住民が共に支え合い、助け合える地域づくりの推進」が25.3%と多くなっています。

■誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、 どのような福祉のあり方が大切だと思いますか。（複数回答）



4 関係団体等アンケート調査

(1) 関係団体等アンケート調査の概要

地域で主体的に活動されている様々な団体の代表等の皆様から、日頃の活動の中で把握されている地域の声や課題等をうかがい、計画に反映することを目的とした調査を行いました。

今回の調査は、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、アンケートの配布・回収による調査実施としました。

【アンケート調査 実施概要】

実施日時：令和3年6月29日～7月14日

配布団体：50団体

回収団体：40団体（うち1団体は団体名無記入）

アンケートに回答いただいた団体の一覧	
花かご	苑の会
配食ボランティア	絵手紙ボランティア
愛の会	朗読ボランティア「こだま会」
暮らしの応援ボランティア 手作り介護用品コスモス	コーラスサークル「カナリア」
子育てサークル「さくらんぼ」	押し花ボランティア「すずらん」
彩いろグループ	グリーンハイツすみれ会
京丹波スリーA	手話サークル「ありんこ」
グリーンハイツなごみ会	要約筆記サークル「イヤフレンズ」
要約筆記サークル「くさぶえ」	保育ボランティア「キティ」
ガイドヘルパー「みちづれ」	食生活改善推進員協議会（くるみの会）
押し花カード作りボランティア「天花」	フラダンスサークル「アロハ・フラ・ピカケ」
蒲生ボランティアグループ	モンキーズ&ハッピーサークル
民謡みやび会	七八会
和太鼓「結輪」	暮らしの応援ボランティア ダイナミックス
調理ボランティア	収集ボランティア「めぐみ」
大迫グループ	富田萩の会
朗読ボランティア「あかり」	瑞舟会
傾聴ボランティア「うさぎの耳」	虹の会
京丹場 SUN3 協会	丹丹太鼓「縁」
豊田あじさいの会	

(2) 関係団体等アンケート調査における主な意見

【団体について】

団体として抱える主な問題・課題とその対応策

【会員の減少・後継者不足、会員や役員の高齢化】

- 会員の減少と人員不足。後継者不足。
- 新規会員の確保が困難。新規加入者がいない。
- ボランティアスタッフの高齢化による人数減。
- 未就園児とその親が対象であるが、保育所に預けて働きに出られる方が多く、年々参加者が減少している。
- スタッフが高齢となり新たな活動者育成が課題。
- 新規加入者がいない。若い人の加入が少ない。
- 若い方は仕事をしているので、会員になってもらうことは難しい。
- 会員が高齢になり、小さい文字が読みづらくなり、パソコン操作も社協の方に頼りがち。
- 高齢化のため、会場への移動手段が必要な方がいる。

⇒対応策

- 活動者の減少・高齢化・後継者不足を解決するため、傾聴講座や研修会を開催する。
- メンバー減少が進む中、会員各々が近隣等に声かけ、呼びかけをしている。
- ボランティアメンバーを増やすための方法案を考える。
- ボランティアの育成。
- 最近、会員さんの呼びかけで3～4人増えた。
- 会員募集について、社協・民生委員の方に情報をお願いしている。
- 会員募集をお知らせ放送で呼びかけたこともあったが入会はなかった。
- 南丹市、船井郡の手話教室卒業者に声かけしてサークルに入ってもらう。
- 活動内容に興味をもってくださった町外の方にも、参加していただいている。
- イルミネーションの設置等危険な所は、若者（消防団の有志など）に実施してもらっている。
- 参加できる団体がなくなってきており、一人での時間を有意義にするために、呼びかけボランティア活動を行っている。
- 体調管理が必要（特に足、腰）だと思う。

【児童・生徒に関する問題・課題】

- 学校に行きにくい児童・生徒がいる中で学校だけでの対応ではなく、地域の資源を活用することも必要。
- 多様化する社会の中で、課題を抱える子どもたちを受け止める仕組みづくりが重要。

⇒対応策

- もっと原因や課題解決に向けて、様々な目線での検討をしていくべき。

【仕事がまわらない、仕事量が多い】

- 体の不調や運転ができなくなったりで、交替しながら続けている。
- 現在の仕事量がカツカツで、新しい依頼などはシルバーなどにできるだけまわしている。

【その他の問題・課題】

- 全会員が顔を合わせることがないので年に2～3回くらいは集まって、作業する機会を作ることができたらと思う。
- 参加者に年齢差があり、個人差があるため、ゲーム・体操等の内容を考えることがある。
- 器材の劣化も進み、補充や修理に費用がかかる。

【その他の対応策】

- 「要約筆記」の認知度が低いので、府の要約筆記者養成講座受講者を募る。

今後、団体として取り組みたい活動・取組

【継続した活動の実施】

- 現状維持、現在の活動の継続
- グループの現状から新しい取組を行うのは難しい。現在実施している活動を安定的に継続していきたい。
- 今まで続けてきた活動をできるだけ長く続けていくようにする。
- 少しでも喜んでくださる方がいるのなら、活動を続けたい。
- これからも、希望される団体・会に出向いていく。

【交流の場としての機能】

- 活動を大きく広げることにはできないが、会員同士の交流の場としても続けていきたい。
- 親同士の交流の場として、子育ての悩みなどを気軽に話し合える場所作りができたらと思う。
- ふれあいサロンの場にて、参加者相互の交流を持ち、楽しい時間を共有してもらえたらうれしく思う。
- 会員相互の交流。
- 会員全員が高齢者なので、お互い仲良く助け合いながらできることがあれば続けていきたい。

【他自治体や他地域との交流・情報共有】

- 南丹で実施している、同じような予防教室を見学に行き、今後の活動に生かしていきたい。
- 他府県の取組のDVDを見ながら学習する予定
- 綾部教室と下山教室合同でできる範囲で地域の行事、文化祭への参加、ボランティア活動ができればいいと思っている。
- 今はコロナ禍で無理であるが、他地域との交流、研修会がしたい。
- 校外学習も視野に入れて取り組んでいる。今後取り組んでいきたい。

【周知・活動を知ってもらうための活動】

- 生活全般で難聴により不利にならないよう、啓発・支援となる活動を今後も進めていきたい。
- 町民に傾聴活動の存在を知ってもらう活動をする。
- 今年是一般の方々に手話を知ってもらおうと考えている。
- 不自由されている方がいるか、つかめないでいる。
- 新舞踊等の講習会を開き、踊ることの楽しさを多くの人に感じてほしい。

【見守りや声かけ】

- 小学生と交流し、見守りたい。
- 運動能力、健康状態のチェック。
- ひとり暮らしが増えている。孤立者が出ないように戸別訪問の回数を増やすよう、努力する。

【その他の活動・取組】

- 清掃活動、ゴミひろい等
- 子育て中の方が活動に参加されている間、お子さんを安全に見守る。
- 和太鼓・篠笛・三味線等とのコラボレーション、唄い手とのセッションや洋楽器との演奏をしていきたい。
- 認知機能や筋力低下にならないような取組が必要と思う。簡単な運動（5分程度座ったままでできる手足の運動）とか、頭の体操とか、CATVを活用した取組はどうか。

【新型コロナウイルス感染症について】

新型コロナウイルス感染症の流行による影響

【コロナへの不安】

- メンバーが全員高齢者のため、新型コロナウイルス流行には特に敏感。不安があり活動ができにくい。
- 集まることに不安を感じる会員もいた。
- 再開しても「感染が怖く、参加できない」との声も聞く。
- コロナ感染の心配もあり、ここ2年間サークルとしての活動は、ほとんどできていない

【活動の自粛・縮小】

- コロナ禍により、約2年近く活動ができていない。
- 開催しても参加者がゼロ。
- 区内美化活動等の屋外作業以外、実施できていない
- 高齢者や学校との交流がほとんどできない。
- 地域の行事や施設訪問も中止となり、発表の場がない。
- サークル員の数が多いため、全体練習ができず活動を休止している。
- 緊急事態宣言発令に伴い、公共施設が使用不可になり、活動を中止にした。

【活動内容の変更】

- 毎月1回の開催だったものが、不定期開催になると人が集まりにくい。
- 活動の内容の制限。(歌ったり、手や身体が触れることのないように)
- 緊急事態宣言中は社協の方に朗読をお願いした。
- 緊急事態宣言下では町の施設(ふれあいセンター)が使用できず、弁当の作成ができなかった。
- 調理実習が、コロナ禍でストップしてしまった。
- 以前はティータイムをとっていたが、現在は飲食を控えるために中止。
- 活動時間を2時間以内としている。
- 少人数での実施は、時間的にも難しい面がある。
- 少人数グループでの演奏スタイルも検討していきたい

【活動の中止・自粛による影響】

- 活動の場がなくなり、技術に不安を感じる。
- 練習の中止が続き、皆、体力の低下を実感している。
- 難聴者との関わりが少なくなり、様子が分からない。
- 長く休会していて会員相互のつながりが少なくなった。会員の交流の場がなくなった。
- 高齢者の方の交流の機会がなくなったことにより、一日の充実感、幸福感が低下していると思われる。
- 会員同士のつながりが少なくなり、活動日の決定再開が良い方向に相談できない。

【感染予防の負担増】

- マスクとメガネをするので、メガネが曇り運転がしづらい。
- 三密を避けるための会場の準備が大変。
- マスク着用、座る位置について気を付けたが、耳の遠い方との対話は難しい。
- 屋外での活動を計画しているが、気温が高くなると難しくなってきた。
- 非常事態宣言中は電話で様子を聞く対応をし、当分は対応時間も短くしている。
- 感染防止に向けて、換気や録音機械（マイク等）の消毒、マスク着用を徹底している。
- 電話での指導の際、電話が利用できない人もあり難しかった。

【その他の意見】

- 緊急事態宣言中は自粛していたが、それ以外は活動を行っている。
- 校外学習には行けなかったが、それ以外は特に影響はない。
- 一時活動停止期もあったが比較的早くにボランティア室を使用させていただき、活動している

【今後について】

- ワクチン接種が終わるまで、しばらくガマンしたい。
- コロナが収束すれば、また再開したい
- 7月から当分は毎月活動することになっている。
- 地域のサロン等での交流ができれば、していきたい。
- マスクをして、間を広く取って練習を始めた。

流行が続く中で活動を行っていくためのアイデア

【対面を避ける方法の活用】

- 集まれずにできるグループ通話ができるようにラインでグループを作っている。
- CATVでの演奏、無観客での演奏等。
- ケーブルテレビ利用で、皆さんに紹介できればと思う。
- チラシの配布

【屋外での活動】

- 屋外での演奏
- 施設内に入れないので、せめて外の草引き等できたらいいなと思う。
- 自然豊かな場所なので、屋外でできる行事があればと考えている。

【人数制限・時間制限】

- 密になるため全体での練習ができないが、少人数グループに分けて練習している
- 時短
- デイサービスやふれあいサロンという大がかりなものではなく、気の合う数人が集まっておしゃべりできる機会があればよいのではないかな。

【まずは感染予防】

- ワクチン接種と手洗いや消毒、マスク着用などを続けるしか安心できない。
- 感染防止を十分にしたいと思うが、何かあったらと思うと不安になり、中止になってしまうのが現状。みんなワクチンがうて、収束がみえることを祈っている。

【その他】

- 会員と話せる場づくりを早くしていただきたい。
- 対面して活動ができたら良い。
- 朗読ボランティアは少人数でも活動ができないことはないが、パソコン操作への不安や朗読範囲の増加等、負担が増え難しい。こんなとき、パソコンに慣れた若い会員さんがいると活動を行えると思う。
- いかに感染対策を行っているといっても、個人の思いは変わらない。外に出る人は出る、自粛する人はするという時代。視点を切り替えていくようになっていくと感じる。
- コロナワクチン接種のとき、高齢の難聴者が、聞こえず戸惑っておられた場面があったと聞いた。要約筆記者に要請していただければ、ボランティアで応じることが可能。
- 今、何かできることはないかと考え、癒やしのための花苗の配布や簡単なドリルを作って配布等を行った。

【地域について】

地域の主な問題・課題

【交通】

- 交通。住民の移動手段に課題がある。
- 活動の参加等、会場まで歩いていくのが困難。
- 町営バスをうまく活用するものの車の運転ができない高齢者にとって、和知駅から電車で移動するのは厳しい。
- 「免許を返納したからボランティアをやめる」という方もいる。
- 高齢者で外出支援を使うほどでもない人の、急な外出時の足の問題。即動けるボランティアが存在すると良いのではないか。
- 路上駐車が多い。

【人間関係の希薄化】

- 高齢化が進むにつれ孤立者が増えるように思う。
- 声かけ不足。
- 年々人間関係は弱くなってきており人を集める行事は難しい。
- 高齢世帯や独居世帯を地域全体で支え合える仕組みづくりが必要だと思う。
- ひとり暮らし高齢者が増えている。
- 介護サービスを受けていない人の地域とのつながりの場づくり。

【少子高齢化・若い人が少ない】

- 少子高齢化による人口減少
- 担い手不足。後継者不足。
- 過疎化で後継者がいない。今後どう地域を守っていけば良いのか。
- 若い人たちの協力が必要。
- ボランティアにしても、サロンの担い手にしても、若い方の参加が少ない。

【コロナ】

- コロナ禍で交流ができない。また、元の状態に戻るには時間がかかるのではないか。
- 自粛生活が続く、外出することが億くうになっている方が増加しているのではないか。
- 新型コロナウイルスの流行が続く中、地域の方々とのコミュニケーションが取れにくくなって、これからの新しい関わり方を模索している。
- 新型コロナウイルスの流行により、人と出会わなくなり、集まる機会もなくなり、個々それぞれが何らかの心の病が出ているように思う。

【制度のはざま】

- 家にこもりがちな人が増えているように感じる。(特に中高年男性のひきこもりが気になる)
- 「助けて」と声を上げられない人には支援の手が入らないと聞くが本町ではどうか。
- 冬に雪が降ると雪かきをする者がいない。

【空き家対策】

- 空き家。耕作放棄。
- 空き家が多いため、植木や雑草が気になる。
- 農地の保全、有害鳥獣対策など今以上にひどくなってしまう。

【結婚・子育て支援】

- 保育所に預けやすくなっており、幼稚園での延長保育も可能となっていており、今後働くお母さんが増えていくと思う。
- 若い人が多く住んで人口が増えるといい。職場や出会いの場、安心して子どもをみてもらえる場など若者対策をたくさんやってほしい。

【買物支援】

- 住み慣れた地域で、自立した生活ができるように、日用品や食品を買うことのできる店があればいいが、何もなく不便。
- 買物難民を作らない工夫。

【福祉サービス】

- 訪問美容がもっと必要ではないか。
- きめ細かい福祉制度を利用されているようであるが、条件等で利用したくてもできない人や、利用してほしいのに、本人の希望で利用していない人等がいて難しい。

【その他】

- 楽しみの一つであったふれあい調理実習がなくなって、さみしい。
- 旧丹波地域で、気軽に利用できる会場（施設）が少ない。(音響設備も含めて)

【課題に変化はない、解決を】

- どうしたらよいかという問題、課題は既に分かり切っていると思う。
- 毎年、課題はそこまで変化していない。何年間も同じ課題を抱えていることが一番の問題ではないか。

今後、充実が望まれる福祉施策や福祉サービス

【交流の場・施設】

- トレーニングセンター的な施設があれば良い。
- 新庁舎の交流ラウンジを活用した取組。町民が自ら活用するばかりではなく、職員からのアイデアを生かし、気軽に行ける集まる場にしてほしい。
- 他地域のサロン活動の交流。
- 年齢を問わず気軽に集まれる話のできる場所。
- 若者の交流活動

【交通支援】

- 今後、運転ができなくなれば、病院や買物に行けなくなるので不安だとよく聞く。
- 買物に行きやすい、しやすい環境づくり。
- 配食サービス、運転サービス。特にバス停までも遠く、車が必要な地域での交通の便が一番心配。充実が望まれる。
- 活動の場への送迎

【支援を必要とする方へのサービス】

- 訪問看護
- ひとり親家庭への支援
- 介護する家族の支援
- ひきこもりの防止等、少しでも地域とつながれるようなサービス

【福祉施設の充実】

- 介護施設において常に受入れられる体制を。自宅待機がないように。
- 本人が望めば施設の入所がスムーズにできればいいと思う。

【その他】

- 地域の中で支え合い活動を行うためのリーダーの育成。
- 手話の普及。町職員や社協職員の方に積極的に手話教室で勉強していただき、普及に努めていただきたいと思う。

【共助が重要】

- 町からの文書・提出書類が、理解できにくい。誰にとってもわかりやすい内容にするのと同時に、地域で聞ける場や機会、訪問支援等考えられたらと思う。一番は近所同士の気軽に尋ねられる関係作りだとは思うが。
- 町の施策やサービスは限界にきていると感じる。予算の関係上限度もある中でこれ以上広がらないだろう。いかに「共助」を広げていくかが課題ではないか。

今後の福祉施策充実に向けて、団体が参画できるアイデア等

【参画できること】

- ワクチン接種会場での話、名前を呼ばれても聞こえにくい人が多くいたとのこと。医療機関では配慮があるが、そうでない場で要約筆記者が手助けできればよいと思う。
- 誰もが参加できるイベントの開催に、和太鼓の音が人を集めて年齢を越えて地域に貢献できると思う。
- 朗読ボランティアが参画できることは、町から発行される広報等の朗読。
- 各地のサロン実施や運転ボランティアなど、必要とされる場にボランティアとして参加している。
- 数年先にはボランティアをされる側になるのではと心配している。それでも独居の方のお話し相手でもなればうれしいと思う。
- 高齢だが、手先の仕事は何とかできる。

【アイデア】

- 今後は車代とかある程度の有償ボランティアという方向で検討が必要ではないか。
- 有線放送の端末廃止により、ラジオ体操がなくなる。何らかの方法で続けたい方もいるのではないかと思うので、地域の小さな単位でよいので続けられるといいと思う。人とのつながりにも通じると思う。
- 有事のときのように一斉にボランティアに募集がかけられるようなシステムが構築できればよいと思う。ラインとかメールでの一斉配信等。（京丹波あんしんアプリの活用も含めて）
- 空地利用で落（ふき）など植えて、落（ふき）摘みができる場所があると良い。
- 映画会

【必要と思われること】

- 地域の中で見守りができるような指導をしてほしい。
- 縦割り行政を改善する人材。行政全体で課題解決に向けて、まとめあげるような人材。
- 地域のボランティアだけでは負担が大きい部分もある。行政・民生委員・社協と連携して情報提供をお願いしたい。

【その他】

- 働く年齢が高くなってボランティア活動に誘いにくい。
- 時間的、精神的にも余裕がなければボランティア活動は難しい。
- 一人一人頑張ること。

福祉施策等への意見

【コロナが収束したら…】

- サロンで地域のきずなを深めて輪を広げ、地元福祉力が培われていたと思ったが、コロナで長期間出会うことがなくなると、活動を再開するには大きなエネルギーが必要。ボランティア側のやる気が問われてくるのではないか。
- 今はコロナの関係で、多くの人が集まるということは無理だが、収まってきたら、地域で気軽に集まれる場所があったら良いと思う。誰かと話せて、ゲームや読書・編みもの等、趣味のこともできる場所が京丹波町にはほとんどない。サークルでもなくいつでも気軽に行き行って遊んだり話をしたりできる場所があったら良いと思う。また、遊y o uひよしの図書館のような、広い場所で読書もできる場所もほしい。
- コロナの影響が大きく福祉施設の訪問等ができていない現状。早く終息して活動を充実させていきたいと思っている。

【地域のつながり】

- 個人や家族が困っている！助けて！と言える、言いやすい地域、町づくりを願っている。
- 近隣住民のコミュニティを大切に、様々な町からの情報を共有できるように、みんなとつながりを深めていきたい。
- サロンや老人会の方々と別の所で出会ったときに心やすく声をかけていただきとてもうれしかったことを思い出しながら、頑張ろうと思う。

【若い人の福祉への関心を】

- 福祉関係の仕事が若い人にとって魅力あるように、もっと給料を上げて募集できるように、町としても援助してあげてほしい。
- 若い人たちにボランティア意識がめざめるような啓発方法があればいいのだが…（今は生活も厳しく、個人主義や余り他人に関わらない人・考えが、とても多いと思う）
- 自由に福祉室が利用できるようなになればお母さん同士のグループ化もあるかもしれない。

【情報伝達】

- ケーブルテレビの民営化で、今まで様々なお知らせ等が耳から聞けなくなり、これからは、住民全ての人々に行政や福祉の大切なお知らせが伝わりにくくならないだろうかと心配。特にひとり暮らしの高齢者、また、障害をもつ人たちには、もれがないよう工夫した伝達を願いたい。
- いろいろなことが申請、請求で可能な今、わからない人には何も得られないことにもなりかねない。福祉は是非そんなことのないように、訪問や声かけで気付きを大事に。

【福祉の取組について】

- 告知放送終了に関連したタブレット配付は、計画にも施策にもない中で行っている。危機管理室の取組かもしれないが、福祉の視点にもなるので、その辺りの横のつながりを作っての福祉施策にするべき。
- ボランティア活動というのは、行政と社協が中心、主体的に立案されそれに区行政、ボランティアが共助することで充実するのではないかと思う。
- 目標値という数字も評価として大切ではあるが、明確な事業を提示するべき。何が課題で、いつまでにどのようにしていくということを発信してほしい。

【その他】

- 補聴器購入の際、保険適用になればよいと思う。
- できる限り待機がないように、介護施設の受入れ体制を整えてほしいと思う。
- 日中一時が人員不足で休所している。人員不足を町の方で考えてほしい。

5 関係団体懇談会

【実施概要】

実施日時	参加団体
11月24日（水）	京丹波町身体障害者福祉会 京丹波町母子寡婦福祉会 京丹波町女性の会
11月25日（木）	京丹波町住民自治組織連絡協議会
11月26日（金）	京丹波町老人クラブ連合会 （公社）京丹波町シルバー人材センター （福）京丹波町社会福祉協議会
12月2日（木）	京丹波町民生児童委員協議会

【意見内容】

■ コロナによる影響やコロナ禍での活動状況 ■

○コロナ禍における事業の実施は原則無し

- 役員会のみ実施したが、会員が参加する行事やイベントは一切実施しなかった。
- 内部疾患を持つ方、高齢の方はコロナにかかった際、とても危ない。会員にはそういった方も多いため、早くから会員の参加は無しとした。
- 府の行事についても昨年・今年は不参加としている。
- 会員同士で参加する旅行の中止は、会員からも「残念」の声が上がっていた。

○基本的には集まらない。しかし、府からの補助金関連については対策を行いながら必要に応じ実施

- 旅行や大会への参加、役員会等、集まるものについては基本的に中止とした。
- 子どもの居場所づくりに関する事業（勉強会）のみ府からの要請で実施（補助金を受け取る関係）。実施の際は、体温測定・マスク着用・手指の消毒・三密回避といった、基本的な感染対策を行い実施。
- 緊急事態措置解除後は、少人数で集まる行事・イベントの実施を始めている。2回に分けて実施するなど工夫を行っている。
- ファミリーサポート事業に関する講習会への参加も進めている。資格の取得に向けた研修への参加も始めている。

○人が集まる催しは実施しない。会議についても書面実施等で対応

→コロナ禍では、人が集まることは全くせず、会議についても書面決議で行った。まん延防止等重点措置くらいの時期からは、時間短縮（半日だけ等）での実施等、感染対策を行いながら行事・イベントの実施を少しずつ始めている。

→コロナによって心が疲れている方への対応として、ゲートキーパー研修を実施した。

○サロンが開催できず、ひきこもりがちになる方も

→サロンができないことで、特に高齢の方の外出意欲がなくなりひきこもりがちに。

→コロナ禍では、米寿の祝いと合わせおまんじゅうと花を配りつつ、話を聞くための訪問をした。

→直接話す機会がなくて人恋しくなっている。話すことは、心の健康、体の健康につながる。コロナが完全に終わるまでは個々で、収束後は集まって地域単位で話したりできるように。

○会議等、集まりは全て中止。今後のことを考えることも難しい状況

→人が集まることは中止としたが、やはり集まらなると何もできない。集まらないことで疎遠になってしまったり、閉塞感が生まれてしまっている。

→この冬がコロナ流行の1つの山場と考えている。今は様子見とし、屋外の美化作業やグラウンドゴルフ等から始めている状態。

→独居の高齢者を中心に、訪問の活動はコロナ禍においても継続した。

○コロナの影響で依頼件数が減少。今年に入ってから回復傾向

→コロナによる学校給食やプールの中止、自然運動公園の閉鎖などの影響で依頼件数が減少し、紹介できる仕事が少ない状況だった。今年に入ってから屋外の仕事を中心に再開され始めている。

○人が集まる場の開催は中止。しかし、継続的な見守りはコロナ禍においても実施した

→ふれあいサロンやボランティア支援等、集まる場は中止。しかし見守り機能をずっと止めておくことはできないので、電話等も活用した訪問・見守りは継続して実施した。

○コロナ最初期は電話訪問を中心に。落ち着いてきた段階で少しずつ訪問・サロン等を再開

→コロナに関する情報が全くなかった時期は、感染拡大防止のため、対面をやめて電話訪問。体温測定・マスクといった感染拡大防止の方法が浸透してきてからは少しずつ訪問も再開。落ち着いてきた段階ではサロンも徐々に再開という経過。

○コロナ禍で最も困ったことは「人と会えないこと・お話ができないこと」

→人と会話することがやはり一番のストレス発散。人と会って話して、という目的を地域活動参加への意向に変えていけると良いと思う。特にコロナの自粛後で、対話を求めている方は多いと思う。

○コロナの感染対策で、話が聞き取りづらい

→感染対策として、距離をとって、シールド越しで、マスクを着けて話すので聞こえづらい。

○飲食は交流には大変重要な要素。しかし、コロナ禍においては原則禁止

→飲食の行事・イベントの実施を行う際は、対面を禁止するなど、強い感染対策を実施する。
→飲食を伴う行事・イベントについては、補助金対象とならない。

○コロナで飲食を行う集まりは禁止。しかし、既製品を配布するのは補助対象とならない

→コロナ以前はクリスマス会を実施し、ケーキを作ったりしていたが、コロナで中止となった。しかし、代わりにケーキを買って渡すだけでは、事業として補助対象とならず、対応が難しい。

○コロナがきっかけの1つとなって、団体やサロンをやめてしまう方も

→後継者不足等の課題を抱えつつもこれまで続けてきた団体やサロンが、コロナによって継続が更に困難となりやめてしまうケースも幾つかあった。
→活動がなくなった後は、デイサービス等で外出している方がほとんどだが、外出の機会が減少することは課題となる。

○子どもたちの福祉教育が実施できなかった

→子どもと高齢者・障害者の交流といった福祉の体験学習が中止になった。福祉に触れる機会作りの再開に向けた調整が必要。

○作業所の製品を販売するイベント等が中止になり、販売先がなくなった

→イベント等が中止となったり、イベント等への参加者が少なくなって、共同作業所の製品の販売先が減少し、収益に影響が出ている。

○府の補助をもとに物品の配布を実施。しかし、会員以外への配布は無し

→コロナ禍において、補助金をもとに食品や日用品の配布を行った。それ自体は感謝のお声を頂いたり、会員の増加につながったりで良かったのだが、配布先として会員のみとなっており、会で行っている別の活動（勉強会）の参加者へは配布できないとのこと。

○三密回避のため、移動の際にバス2台で対応せざるを得ない

→行事・イベントへの参加の際に、バス等で送迎や移動を行うが、三密回避のために2台必要となり、費用がかかってしまう。

○コロナに関する正しい情報提供が重要

→コロナに関する情報が多すぎて、何が正しいのかわからない方も多い。また、他人事となっていてしまっている方もいる。「自分自身がかかってしまうと危ないこと」「他人にもうつしてしまうこと」両方の側面から、皆に伝わる情報提供を行うことが重要。

○訪問の可否を判断する際には、正しい情報が必要

→コロナ感染拡大防止のため訪問を自粛するべきか、民生委員として見守りの訪問を実施するべきか、判断が難しい場面が多くあった。

→「こんな時期だからこそ顔を見て話そう」という思いから訪問する際も、正しい情報が得られないと訪問して良いかの判断ができない。

→うわさが広まるのを避けるためにも、個人情報もあるので難しいとは思いますが、最低限の情報発信をしてもらいたい。

○コロナ明け、外出することが億くうとなっていてしまっている方も多い

→コロナが落ち着き始めて、活動等を再開する際に、行事へ参加することや外出することが億くうになってしまっている方が多い。さらに、感染対策を行って出かけなければならないということで、余計に外出することへのハードルが上がってしまう。

→コロナ禍で外出頻度が下がったことで体力が大幅に落ちてしまったという方が多い。継続的に運動することの重要性が再確認された。

○集まりがなくなって、人々の笑顔が少なくなった。再開に向けて取り組んでいくことも重要

→地域での集まりや活動がなくなって、人々の笑顔が少なくなっている。状況を見つつではあるが、集まりの再開に向けて動き出していくことも重要。

→作業所の支所同士での交流がなくなったり、製品の購入者との交流がなくなったり、楽しみが少なくなっている。

→マスクを着けることや外出できないこと等、ストレスがかかることが多い。集まること・人と話すことがストレス発散になる。

→新庁舎の案内や訪問ツアーも再開に向けて実施の検討を進めている。

○少しずつ集まりを始めている。その集まりが次の集まりへのきっかけになると良い

→飲食は無して、集まりを開催し、参加できてよかったとの感想も頂いた。

→開催した集まりでコロナが出たら、と思うと不安ではあるが、継続的に集まりを実施していくと良いと思う。

→無駄話ができる場所が大事。健康維持のためにも会話することが重要。また、継続的に集まるための組織力を維持することが重要。

○集まる方法以外を活用して地域活動等の再開を始めている

→コロナで中止となっていた小学校への刺しゅうぞうきんの贈呈を、代表者への贈呈へ切り替えて実施したり、Webを活用して子どもたちとの交流を始めたり、工夫をしながら活動再開に向けて動き出している状況。

○コロナ後は、参加者の意思を優先し、行事・イベント等の実施を進める

→行事・イベントへの参加は、「参加者の意思」を最優先し、参加したいという方のみ参加の形で実施する。

→行事の実施・参加の際は、必ず基本的な感染対策を行う。

→町全体での行事・イベントを支部（丹波・瑞穂・和知）ごとの実施に変更も。また、その行事・イベントについては、支部ごとに実施の有無を決めることも可とする。

○「行事・イベントへの参加は自分自身の意思で決める」という流れができた

→様々な行事・イベントへの参加を、「皆が行くから行く」というふうに決めている方もこれまでは多かった。しかし、コロナの状況から「自分が行きたいから参加する」という決め方が主流になったことは良いことのように思う。

○デジタルに挑戦する機会になった

→役員同士での連絡や会議の開催の際、デジタル機器を活用する機会が増えたり、デジタルで対応せざるを得ない状況になったりして、チャレンジする機会となった。今は少しずつではあるが活用を進めている。

○マスクの着用が当たり前。時間をかければ習慣化できることが再確認できた

→利用者さんを始め、流行の初めは、マスクの着用を嫌がっていた方もいたが、この2年でマスク着用が当たり前になった。時間をかければ、習慣化できることもあると再確認できた。

○交流の大切さを再確認できた

→交流の大切さを再確認し、地域の団体の多くが活動や集まりの再開に向けて動き出している。小さくてもつながりを持ち続けることが大事。

【会員減少・人材不足】

○会員の減少・役のなり手がいない

- 制度や支援がある程度行き渡ってきた現状、会に入る必要性は昔に比べ減ってきている。会員数は今後も減っていくだろう。特に若い方は「会に入るメリットがない」と断る方も多い。
- 「役は負担が大きいだろう」というイメージから、役員になることを避ける方が多い。また「役が来たら大変」と会に入らないという方もいる。本来は役員が頑張るのではなく役員を周りが頑張って支えるという形が望ましいが、新しく役員になる方がほぼいない現状。

○会員が少ないことは、どの団体でも課題と思う

- 会員が少なくなっていくことと高齢化は、自分たちの団体だけでなくどの団体でも共通に抱えている課題であると思う。会の中では働いている方への配慮も行っているが、入っていない方にはそういった状況は伝わらず、負担が大きいというイメージが進行している。

○指導者、マンパワーが足りない

- サロンや寿大学といった活動を実施しているが、どんな会に関しても、開催したりする人・マンパワーが足りない。マンパワーを広げていくお手伝いも民生委員の役目であると思っている。

○会員数の減少が課題

- 特に 60 歳代の会員が少ない。退職する年齢が上がっていることが大きな要因。また、コロナによる就業機会の減少で辞めた方もいる。
- 会員になると負担が大きいというイメージが先行している。希望に応じた仕事の紹介を実施していることや、希望しない仕事を断れることなどが伝わっていない。
- お知らせとしては、広報への広告掲載や会報の全戸配布も行っている。仕事をするのが健康づくりや生きがいづくりにつながることもアピールしていきたい。
- 会員になりませんか、と声かけしていく「加入推進委員」の立ち上げを行ったが、コロナで一旦止まっている。状況を見つつ再開に向けて検討していく。

○人材不足・なり手不足が課題

- 今後更に子どもが少なくなっていく中で、元気な高齢者が高齢者を支える状況になる。しかし、人のために動こうという気持ちを持つ人が少なくなっていると感じる。自分が大変になったときに助けてもらうために今助けるという意識や協調性を持つこと重要。
- 年金だけでは暮らせないと定年になっても仕事を辞めない方が多い。民生委員も仕事をしながらの方ばかり。
- 民生委員の区長推薦の際、区長へ説明する機会を設けてほしい。
- 本人の希望があっても民生委員を 1 期以上続けられないという区もある。今期はコロナで活動がほとんどできなかったこともあり、特例でもよいので、委員が希望すれば続けられると良い。

○今後の事業への参加者についての不安

→現在、勉強会として小学生2名が参加。今後も継続的に参加していただけるか、小学校卒業以降の参加の際の時間調整が可能か、参加者がいなくなった際に新たな募集をどうかけていくか、といった今後の状況が不透明で調整が難しい。また、勉強会の継続が難しい場合は新たな事業実施を検討していかないといけないが、その辺りも難しい部分がある。

○集まりに参加したり、役を任されることは生きがいや健康増進にもつながる

→人材不足や役の成り手がいないことは課題ではあるが、そういった集まりへの参加は生きがいづくりにもつながる。個人の長所を生かして、皆で役割を持って地域で活躍していくことが重要。

○地域に関心を持つ人にもっと地域に関わってもらえるように

→今地域活動に関わっていない方でも、地域に関心を持つ方はたくさんいる。そういった方を積極的に地域活動に巻き込んでいく。

→地域が都会化して、人に関わる方が減っている。他人事。そうなると地域は疲弊する一方。住んでいる人が町を好きになって、積極的に関わっていくことが大事。

【情報提供・相談体制】

○全ての人に伝わりやすい情報発信を

→音声告知放送がなくなり、スマートフォン、タブレット等での情報入手が主流となった。情報発信の方法が新しくなっていくこと自体はとても良いこと。しかし、その変化に取り残される方がいないように町全体でフォローすることが必要。スピーカー放送との併用等、方法を考えていってほしい。

→新しい庁舎もとても良いと思う。しかし、案内の分かりやすさなど、今後意見を取り入れてより使いやすい庁舎になっていけると良い。

○音声告知放送がなくなり情報を伝える方法がない

→雪が降ったときの雪かきの放送、災害時の避難所開設など音声告知放送がなくなって、情報を伝える方法がない。

→アプリでの情報提供も端末を持っている人にしか伝わらないし、使えない人もいる。

○情報発信の下地を整備してほしい

→地域の集まりや会合のお知らせをする際は、チラシを配るくらいしか方法がない。

→タブレット配付やアプリでの発信も良いが、そういった方法を皆が使えるように教えたりして、情報を共有・発信できるよう整備していってほしい。

○個人情報の保護も重要。しかし支援の際に個人情報が必要な場合もある

- 引っ越しや施設入所などで、ある日突然、いつもの訪問先から人がいなくなってしまうこともある。個人情報が渡せないのは重々承知しているが、情報をもらえれば、と思うことがたくさんある。
- サービスの申請に電話番号が必要で本人に連絡できない場合、名前から電話番号を照会しようにも個人情報の保護でできない。個人情報保護が支援の妨げになる場合もある。個人情報の保護で支援の方法も大きく変わった。
- 利用者に沿った支援制度を勧める際も、今使っている支援制度やその方の状況に関する情報がわかれば、ということがある。

○団体に関する情報提供が難しい

- 勉強会の事業継続のために、事業に関する情報の発信を行いたい、情報提供する対象者の選択が難しい。「ひとり親」等の表記をしてしまうと参加しづらい方もいる。また、参加者の範囲を広げてしまうと、事業の目的と異なってしまう。
- 勉強会への参加が不要という方ももちろんいると思うが、必要と思う方に情報が届くような情報発信を行っていききたい。また、子どもが参加したいと考えていても、親がちゅうちょしてしまう場合もある。
- 学校での案内配布についても全員への配布は難しいとのこと。修学援助等の対象者への配布を行っているが、その対象者も狭くなってきている。
- 団体として子どもの預かりも実施しており、会員でなくても預かりは可能。その辺りの情報発信もしていけたらと思う。

○相談窓口を設けることが重要

- コロナに関する困りごとや悩みだけでなく幅広い部分に関する相談ができる場所が必要。情報を提供する場としても活用していけると良い。

○ケーブルテレビがなくなり、電話料金がかかるので、相談などがしにくくなった

- ケーブルテレビの域内電話（IP電話）がなくなったことで、相談等の長電話がしにくく、要件のみの電話が増えた。
- アプリやタブレットの活用も良いが、使えない・使い方がわからない方への対応をお願いしたい。
- 定時の体操の放送がなくなり、体を動かす機会がなくなってしまった。

【移動支援】

○何よりもまずは移動手段の確保

- 地区で集まりを開催しても他地区からの参加が少ない。町内でも移動には車が必須。送迎等移動のための方法について考えていくことが必要。

○趣味や集まりといった目的にも移動支援を利用できるように

→通院目的だけでなく、趣味の場への参加や買物といった目的にも利用できる移動支援があると良い。そういった移動を家族が補っているケースもあるが、家族にも生活があり、どこまで家族が支援するのかという部分への課題もある。

→働く場へ移動支援も重要。

→カーシェアリングのような移動支援と有償ボランティアでの移動支援で、役割を住み分けたり、協力したりしていくために、一緒に協議して擦り合わせをしたりする機会を設けることが重要。

【就労支援・仕事関連】

○作業所における課題

→作業所の指導者が変更となった場合、慣れるのに3～4か月ほどかかる場合もある。可能な限り担当者変更はないように調整できると有り難い。

→作業所で働いても、経済的に自立できないケースが多い。商品の販売場所の拡充・賃金の向上に向けて、取り組んでいくことが必要。

○仕事内容と希望する仕事のマッチングが難しい

→仕事内容に対応できる方がおらず、会員外の方に対応をお願いする場合や、PC関連が得意な会員が所属しているのにPCに関する仕事が少ないという、マッチングの難しさがある。

→女性の方に来てほしいという女性からの依頼もある。

→季節によって仕事量が増えることへの対応が難しい。一年通しての仕事が増えると良い。

○就労先としての選択肢が少ない。社会資源の少なさが課題

→就労先は町内でとなると選択肢があまりなく、町外でとなると移動の方法がネックとなる。

→支援学校卒業後の働く場所がなく、そのままひきこもりになってしまうケースもある。また、自宅でひきこもっていて作業所へ入る方もある。中間的就労や居場所づくりを考えていくことも重要。

→就労支援は「就労できたら支援する」が主。就労するまでの間を支援すべき部分が多い。

【各種福祉サービスについて】

○人口減少の中で、介護をはじめとしたサービス提供は取捨選択も必要

→サービスとして何が必要か、何を残すかといった検討を、今後人口減少していく中で考えていく必要がある。利用者が減ってくる中で、サービスを継続していけるのかという視点も重要。

○支援・サービスを受けることは恥ずかしいことではない

→生活保護やサービスを受けることが恥ずかしいと考える高齢の方も多い。人の目を気にして受けないという方もいる。サービスを利用することや支援を受けることが恥ずかしくないと本人も周りも思えるように。

【地域での見守り】

○独居の高齢者への見守りが重要

- 声かけやお弁当配りを実施している。定期的な見守りが重要。
- 認知症の方への対応も考えていくことが必要

○小規模での見守り隊を結成してはどうか

- 地域の中で5～6世帯でグループを作り、互いに見守りを行う体制づくりをしてはどうか。
- その交流の中で地域の課題の拾い上げもできると良い。

【交流・つながりが大切】

○障害のあるなしに関わらない交流が必要

- 障害者同士での交流は、安心できる場所の提供として必要。それに加えて、障害のあるなしに関わらない交流も重要。現在はボランティアの方との交流がほとんどとなっているので、福祉大会への幅広い方の参加を進めるなどの取組も重要。

○「つながり」が大切

- 高齢化社会を乗り越えていくためには、「つながり」を強くしていくことが大切。

○サロンでの交流が重要。各地区で実施を

- 特に独居の方は、話す相手がおらず「おかしくなりそう」「うつになりそう」というアンケートの意見もあった。話すことやサロンの実施は重要な福祉であると再認識した。
- 集まって話すことが重要。皆、話したいと思っている。サロンこそ福祉であると思う。

【その他の御意見】

○介護（介助）者の高齢化

- 支援施設に入所となれば、町外に出るしかない。しかし、施設に入らず自宅等で介護している方は、介護者が高齢になった際や病気になったりしたときの対応が難しい。
- 共同作業所にグループホームを併設することについては、以前から町に要望している。自宅以外の「地域で暮らす」ための選択肢が必要。

○介護予防に力を入れてほしい

- 介護予防のための集まりが予算削減で縮小されてきている。集まりまでの場所が遠く、送迎が必要となり、行かなくなったという方もいる。

○進学に関する支援が充実してきている。進学も重要だが、学びの継続を支援することも重要

- 大学進学への支援制度がここ数年で増えてきて整備されてきている。そういった情報も届けられると良い。
- 大学への進学の際も、入学金・学費が払えず、学ぶことを継続できないという方もいる。学びたいという意欲のある子どもたちが学べるよう支援していくことも重要。

- 福祉は高齢者だけではない。縦割りをなくし、横のつながりをもって
 - 子どもから高齢者まで、福祉は幅広い。横のつながりをもって取り組んでいくことが重要。
 - 専門家だけで会議をしても良い意見は得にくい。一般の方や女性からもっと意見をもらえるような方法を考えていくこと。

- 何でも頼める「便利屋さん」があると良い
 - 買物してあげたり、送迎してあげたりする便利屋さん（有償）があると良い。
 - 雪かきボランティアも検討してほしい。
 - 日常生活の不便さを解消することが必要。制度でお互い様ができるようになると良い。

- 希望することを誰に伝えたら良いかわからない
 - 丹波にコインランドリーがほしいという声がある。しかし、小さい要望を伝えてもな…とか、誰に言うべき？という思いでちゅうちょしてしまう。

- 人口減少は若い人だけでなく、高齢者も！互いに支え合う意識の醸成が必要
 - 人口減少の中でも高齢化率が上がっているので、高齢者も減少しているということが伝わりづらい。今後更に高齢者同士の支え合いが必要となってくる可能性が高い中で、支え合いの意識を醸成することが重要。

- 計画の実現に向けて取り組んでいくことが大事
 - 計画ができた後、実現に結び付けていくことが大切。そのためには従事するメンバーも含め継続性が必要。
 - 今回はサロンが重点、というような計画の切り口を大事に。
 - 住民の意識を変えていくことは難しいことではあるが、計画のことを知らない方も多い。そして、福祉は当事者になってから関わる方がほとんど。計画には良いことがたくさん書いてある。しかし、実行する・行動に移すという方は少ない。

- 災害時の対策が重要。自主防災組織を増やしていきたい
 - 災害時避難の要支援者への対応が重要。自主防災組織の発足はもちろん、避難時の支援体制を構築していくことが必要。消防団との連携も進めている。
 - 災害時の連携を調整していく際にも、個人情報の保護で進まない部分がある。最低限の情報でよいので共有できたら良いと感じる。

6 成年後見制度等に関するアンケート調査

(1) 成年後見制度等に関するアンケートの概要

京丹波町における成年後見制度や福祉サービス利用援助事業に関する認知度の状況及び現在の制度利用状況や今後のニーズ等を把握し、権利擁護支援体制の構築を推進していく上での課題を明らかにするために調査を実施しました。

【実施日時】 令和3年11月8日～11月18日

【実施方法】 支援業務担当者※¹と事業所※²に対して調査票を配布し、回答いただきました。

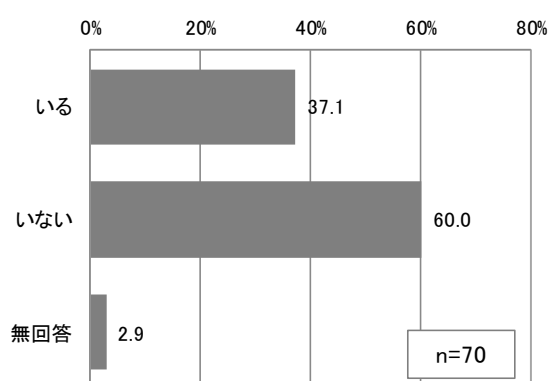
【回収状況】 担当者：70票回収（210票配布）、事業所：30票回収（42票配布）

※¹ 支援業務担当者：町内にある障害者福祉、介護保険事業所で、町内在住の20歳以上の方を支援する立場にある方のうち、実際に相談や連絡調整等の支援業務を担当している方

※² 事業所：町内にある障害者福祉、介護保険事業所

(2) 主な結果（支援業務担当者）

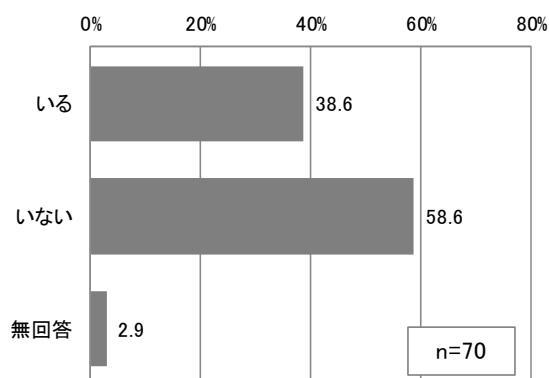
■福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）を利用している方がいらっしゃいますか。（単数回答）



【福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）利用者について】

- ・福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の利用者がいる事業所は26事業所。
- ・事業所ごとに1～42人。
（平均3.85人、合計100人）

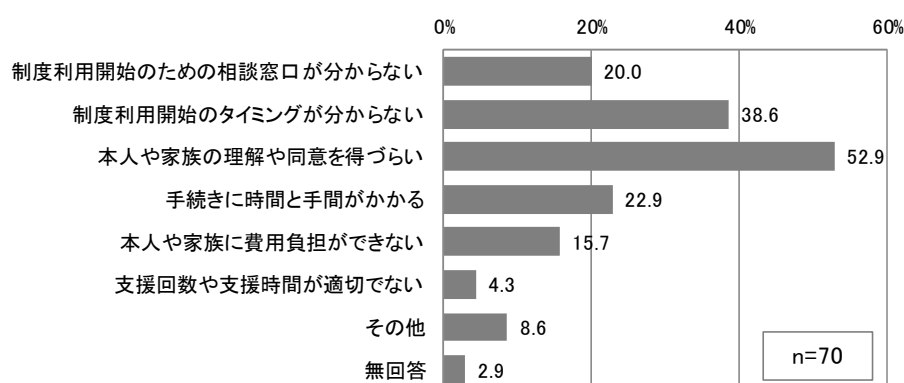
■福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の利用が必要と感じられる方がいらっしゃいますか。（単数回答）



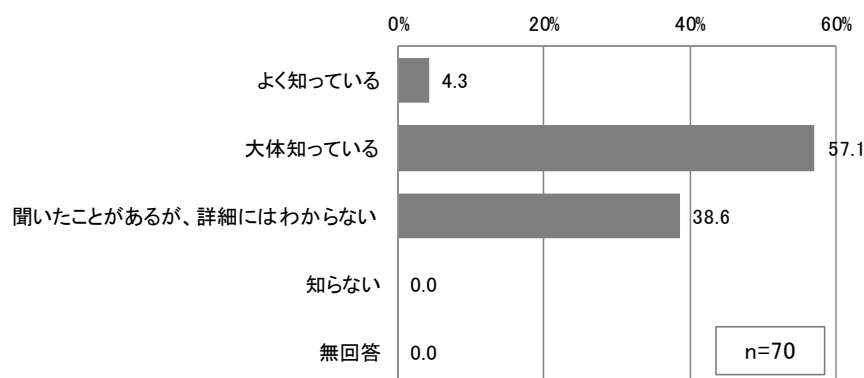
【福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の利用が必要な方について】

- ・福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の利用が必要と感じられる方がいる事業所は 27 事業所。
- ・事業所ごとに 1～14 人。
（平均 2.37 人、合計 64 人）

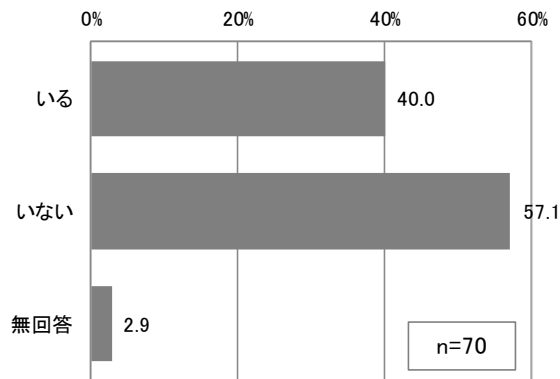
■福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の利用に当たり、課題と感じられる点はどのようなことですか。（複数回答）



■あなたは、成年後見制度についてどの程度御存知ですか。（単数回答）



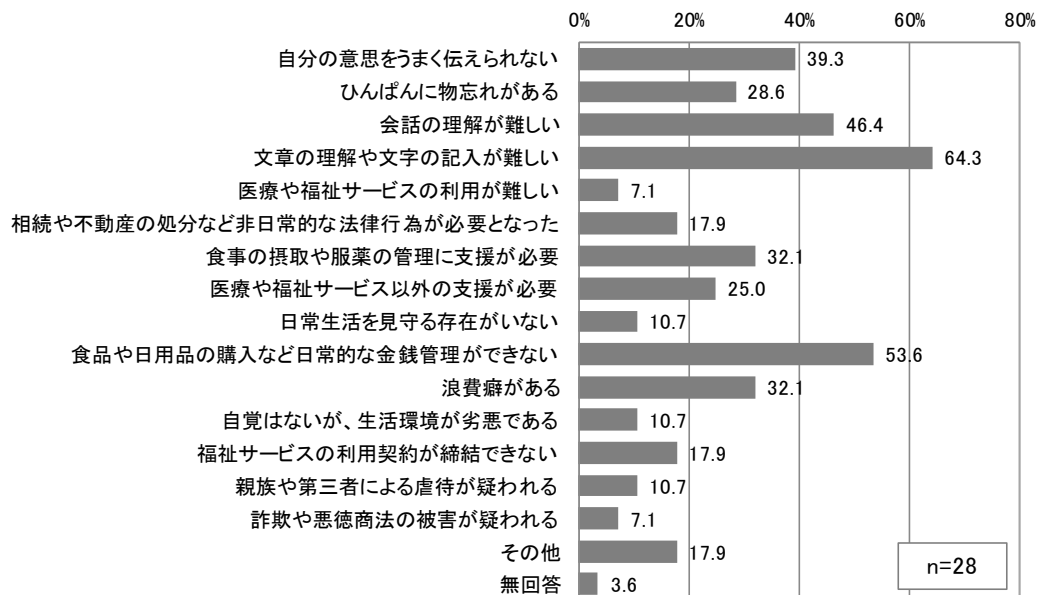
■成年後見制度の利用が必要と感じられる方がいらっしゃいますか。(単数回答)



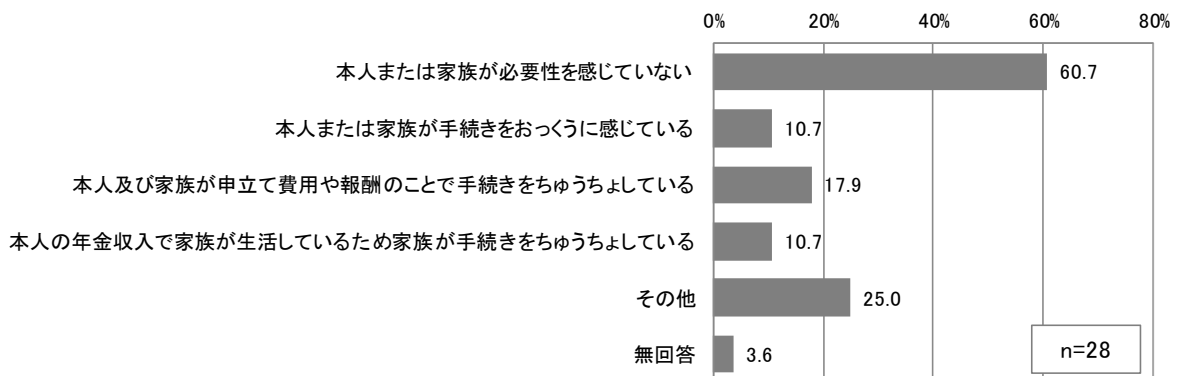
【成年後見制度の利用が必要な方について】

- ・成年後見制度の利用が必要と感じる方がいる事業所は 28 事業所。
- ・事業所ごとに 1～42 人。
(平均 4.29 人、合計 120 人)

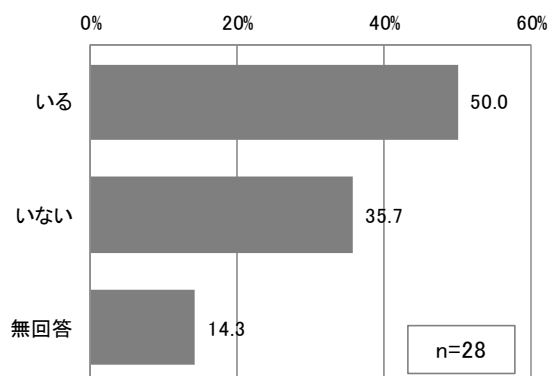
■成年後見制度の利用が必要と感じられる理由はどのようなことですか。(複数回答)【成年後見制度の利用が必要な方がいる場合限定】



■成年後見制度の利用の支障となっている理由はどのようなことですか。(複数回答)【成年後見制度の利用が必要な方がいる場合限定】



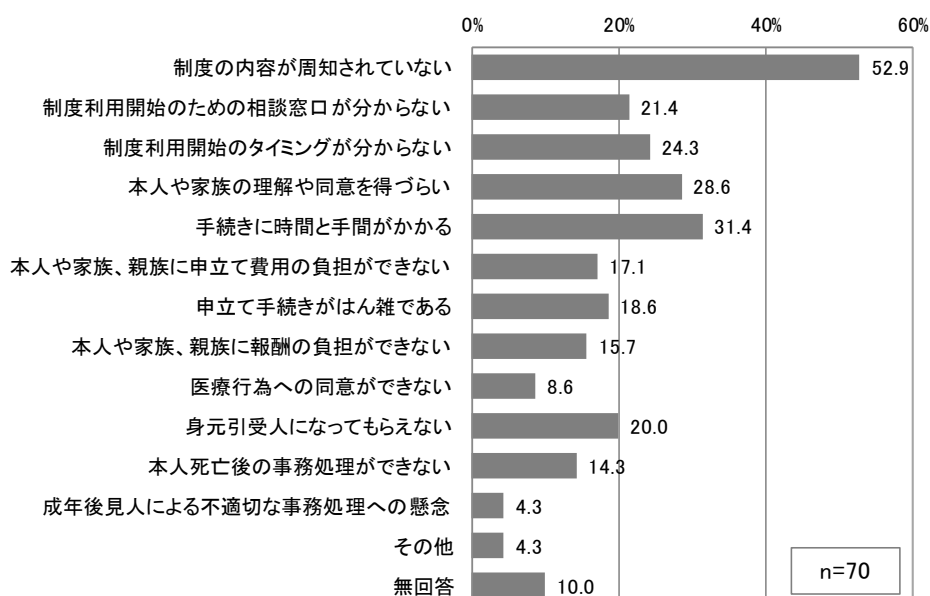
■成年後見制度の利用が必要と感じられる方で、家族や親族から申立て等の支援が期待できない方がいらっしゃいますか。(単数回答)【成年後見制度の利用が必要な方がいる場合限定】



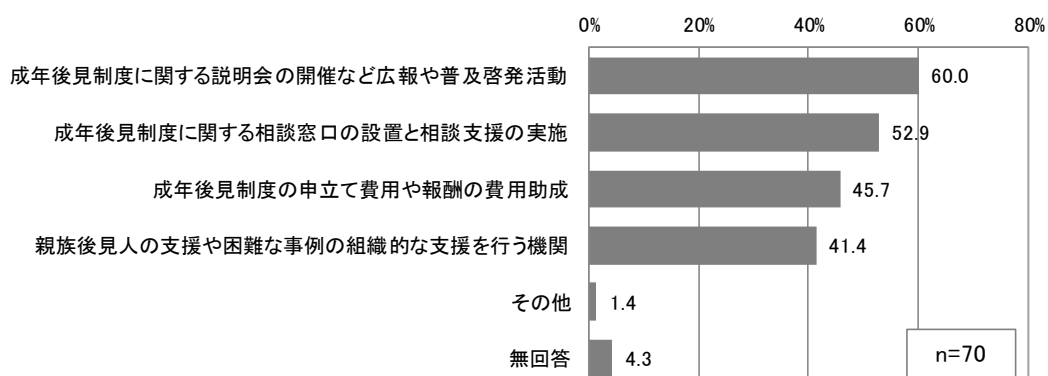
【成年後見制度の利用に当たり、家族・親族からの支援が期待できない方について】

- ・家族・親族からの支援が期待できない方がいる事業所は14事業所。
- ・事業所ごとに1～3人。
(平均1.57人、合計22人)

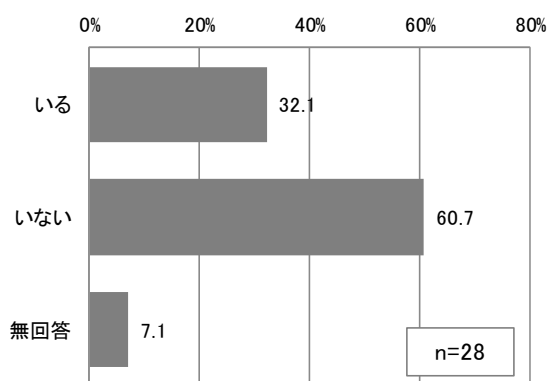
■成年後見制度の利用に当たり、課題と感じられる点はどのようなことですか。(複数回答)



■成年後見制度を利用しやすくするためにどのような施策や機関が必要と感じられますか。(複数回答)



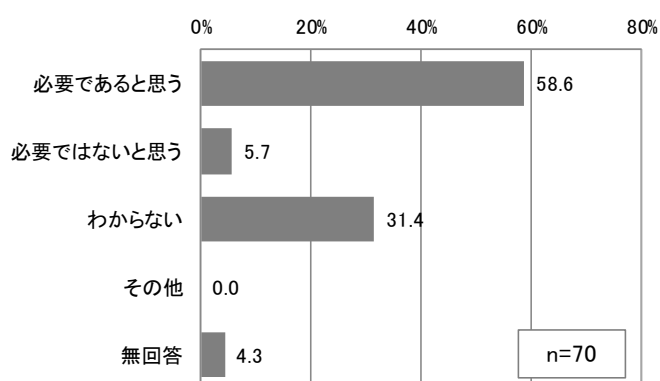
■市民後見人による支援が適切と感じる方がいらっしゃいますか。(単数回答)【成年後見制度の利用が必要な方がいる場合限定】



【市民後見人による支援が適切と感じる方について】

- ・市民後見人による支援が適切と感じる方がいる事業所は9事業所。
- ・事業所ごとに1～10人。
(平均3.00人、合計27人)

■今後、京丹波町で市民後見人を養成することが必要と考えますか。(単数回答)



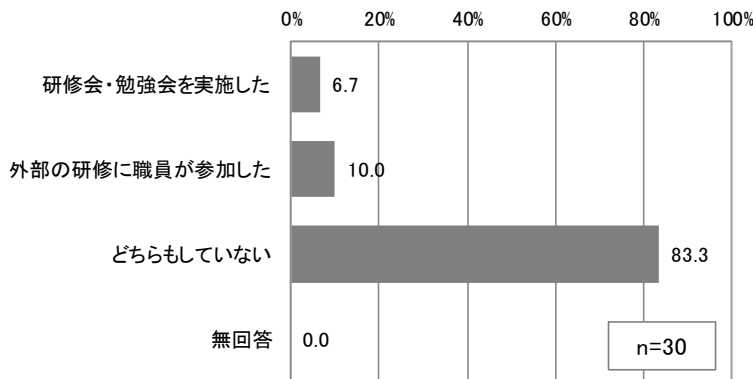
■成年後見制度や福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)、権利擁護に関する意見

- ・14名から17件の御意見

主な意見内容	件数
制度の推進が必要(専門員の配置・市民後見人制度の推進等)	5件
不安に思う方がいる、相談支援が必要	5件
研修制度が必要、情報発信(制度の説明)が必要	4件
制度推進の問題点(不正利用・費用の問題等)	3件

(3) 主な調査結果（事業所）

■ 成年後見制度や福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）に関する研修会・勉強会を開催したり、外部研修に職員が参加する機会がありましたか。（令和元年4月以降の状況）（複数回答）



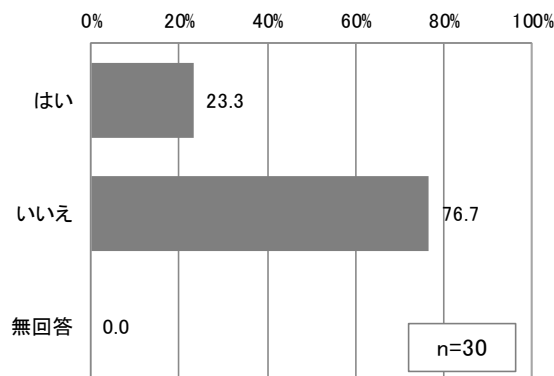
【制度の研修会・勉強会について】

- ・実施した事業所は2事業所。
- ・実施回数は1～2回。
(平均1.5人、合計3回)

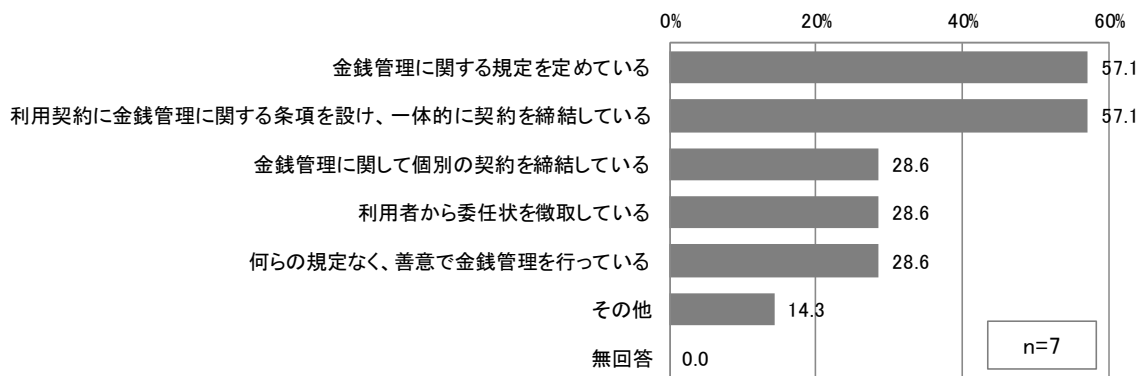
【外部研修への職員参加について】

- ・参加した事業所は3事業所。
- ・参加人数は1～2名。
(平均1.67人、合計5人)

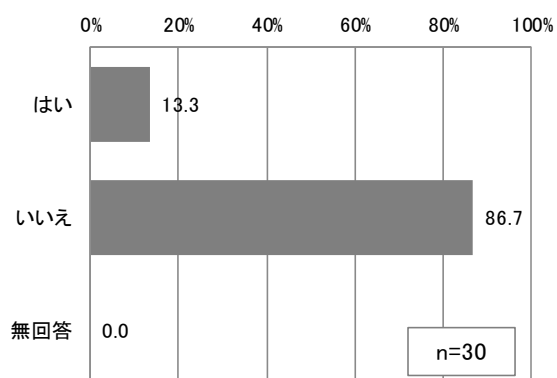
■ 貴事業所において、利用者の金銭管理を行っていますか。（単数回答）



■ 金銭管理を行うに当たり、利用者との間で契約を締結したり、委任状を徴取したりしていますか。（複数回答）【利用者の金銭管理実施の場合限定】



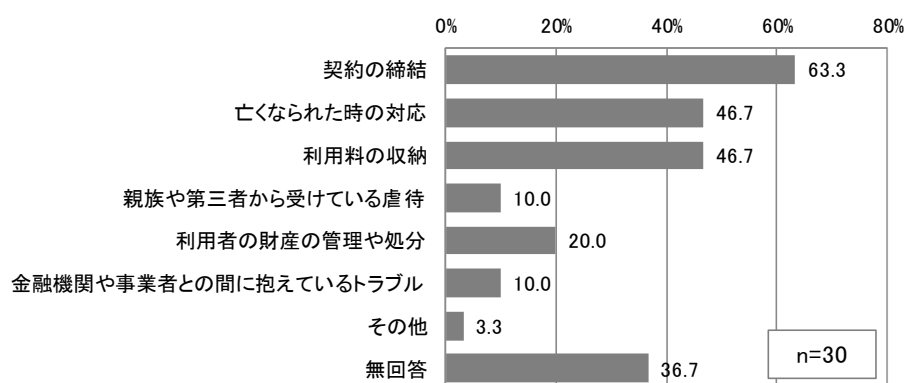
■貴事業所の利用者で、保護者や身元引受人のない方がありますか。(単数回答)



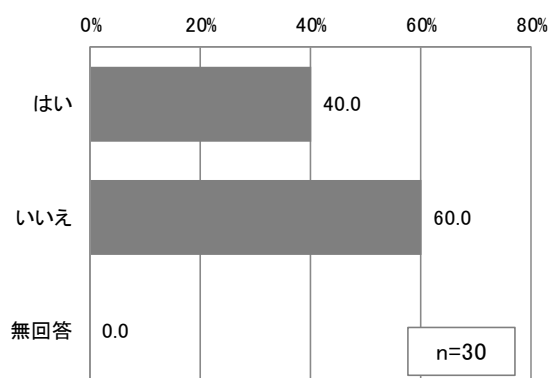
【令和3年9月末日の保護者や身元引受人のない利用者について】

- ・保護者や身元引受人のない利用者がある事業所は4事業所。
- ・事業所ごとに1～2人。
(平均1.50人、合計6人)

■判断能力が十分でない方を利用者として受入れるに当たり、どのような点で困難さを感じますか。(複数回答)



■貴事業所の利用者で、成年後見制度を利用している方がありますか。(単数回答)



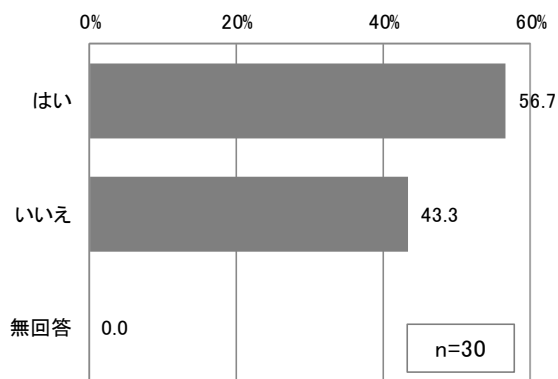
■成年後見制度の利用人数とその内訳を記入してください。【成年後見制度の利用者がいる場合限定】

類型	事業所数	事業所ごと人数	合計
任意後見	1 事業所	1 人	1 人
補助	2 事業所	1 人	2 人
補佐	0 事業所	-	-
後見	11 事業所	1 ~ 14 人 (平均 3.36 人)	37 人

■成年後見人等を選任されている方の職種や利用者との関係と人数を記入してください。【成年後見制度の利用者がいる場合限定】

職種・利用者との関係	人数
親	2 人
子	2 人
配偶者	0 人
兄弟姉妹	7 人
その他の親族	1 人
弁護士	5 人
司法書士	18 人
社会福祉士	4 人
その他	行政書士 1 人

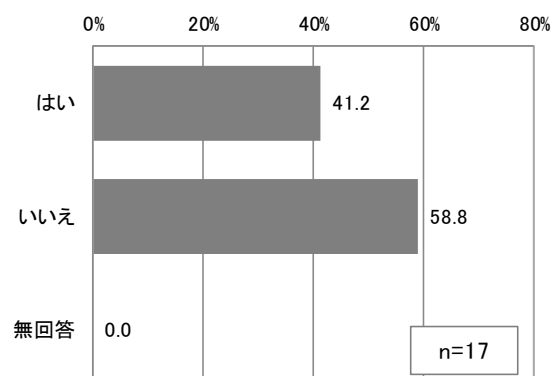
■貴事業所等の利用者で、福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）を利用している方がいますか。（単数回答）



【令和 3 年 9 月末日の福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）利用者について】

- ・福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の利用者がいる事業所は 17 事業所。
- ・事業所ごとに 1 ~ 6 人。
（平均 1.94 人、合計 33 人）

■福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）を利用している方のうち、成年後見制度の利用が必要と感じる方がいらっしゃいますか。（単数回答）【福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）の利用者がいる場合限定】



【令和３年９月末日の成年後見制度の利用が必要と感じられる方について】

- ・成年後見制度の利用が必要と感じられる方がいる事業所は７事業所。
- ・事業所ごとに１～２人。
（平均１.１７人、合計７人）

7 用語の説明

<あ行>

用 語	用語の説明	初 出
S N S	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービス	P 25
N P O	Non Profit Organization の略で、ボランティア活動等の社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称	P 2

<か行>

用 語	用語の説明	初 出
介護予防	高齢者等ができる限り寝たきり等の要介護状態に陥らないように、また、要介護状態になった場合でも、少しでも状態を改善できるようにすること。	P 4
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。	P 24
コミュニティ・カーシェアリング	地域コミュニティで、車をシェア（共同利用）できるようにする制度。	P 35
コミュニティビジネス	地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組み、地域コミュニティの活性化につなげる手法。地域の人材や施設等を活用し、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出す。	P 35
孤立死	高齢化や核家族化の進行、集合住宅に住む高齢者の増加等に伴い、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯が急増し、社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置される状態。	P 2

<さ行>

用 語	用語の説明	初 出
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された社会福祉法第 22 条で定義される公益法人。	P 2
情報リテラシー	大量にある情報の中から必要なものを収集・分析・活用するための知識や技能のこと。	P 24
シルバー人材センター	高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織のこと。原則として市町村単位に設置されており、京丹波町シルバー人材センターは平成 18 年に発足している。	P 27

<た行>

用 語	用語の説明	初 出
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送るために、介護サービスを始め、福祉、保健、権利擁護等、様々なサービスを提供するために設置されたもの。	P 32

<は行>

用 語	用語の説明	初 出
バリアフリー	高齢者や障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。段差解消等ハード面（施設）にとどまらず、障害者の社会参加を困難にするソフト面での障害（制度、偏見等）の除去も含む。	P 28
ひきこもり	様々な要因によって社会的な参加の場面が狭まり、就労や就学等、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態。	P 4
避難行動要支援者	高齢者や障害者等の中で、災害時に迅速に避難行動をとることが困難な人のこと。	P 4

<ま行>

用 語	用語の説明	初 出
民生児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）で、全ての民生委員は児童福祉法によって、児童委員を兼ねる。	P 2

<や行>

用 語	用語の説明	初 出
ユニバーサルデザイン	年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように製品や建物・環境をつくるという考え方。	P 28
要保護・準要保護児童生徒	<要保護児童生徒> 生活保護を受けている家庭の児童生徒。 <準要保護児童生徒> 「生活保護が停止または廃止になった」、「町民税が非課税または減免されている」等の条件に該当する家庭の児童生徒。	P 48



京丹波町
KYOTAMBA TOWN

京丹波町地域福祉計画 ～改訂版～

発行年月：令和4年3月

発行：京丹波町

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1

TEL：0771-82-0200（代表） FAX：0771-82-0446
